

令和7年度第2回四街道市保健福祉審議会地域福祉部会 会議次第

令和7年1月19日（水）14:00～  
四街道市保健センター3階第2会議室

1 開 会

2 部会長挨拶

3 議 題

（1）第4次四街道市地域福祉計画（素案）について

4 閉 会

# **第4次四街道市地域福祉計画**

## **(成年後見制度利用促進基本計画)**

### **(再犯防止推進計画)**

**« 素案 »**

令和8年3月  
四街道市

は じ め に

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画とSDGsとの関係	3
3 計画の位置付け・期間	4
4 計画策定までの流れ	6

## 第2章 四街道市の地域福祉を取り巻く状況

1 統計データからみる状況	7
2 アンケート調査からみる状況	12
3 第3次地域福祉計画の評価	21
4 課題への対応	22

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	23
2 基本方針	24
3 計画の体系	27

## 第4章 施策の総合的な展開

計画の主なポイントと重点的な取組	28
基本目標1 つながりを育む地域づくり	29
基本目標2 困りごとに寄り添う相談と支援	39
基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり	51
基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備	59

## 第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	70
2 計画の進行管理	70

## 資料編

1 計画の策定経過	71
2 策定体制	73

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### （1）計画策定の背景と趣旨

近年、全国的に少子高齢化や人口減少、核家族化・単身世帯の増加、非正規雇用の拡大など、社会経済構造が大きく変化し、地域や家庭、職場といった生活基盤における支え合いの力が弱まっています。その結果として、ケアラー支援、8050問題、引きこもり、生活困窮など、複雑かつ多様な生活課題が制度の狭間で顕在化し、地域における孤立や支援不足の状況が深刻化しています。

こうした背景のもと、国では、平成29年の社会福祉法の改正により、市民一人ひとりが当事者意識をもって福祉に参画し、世代や制度・分野を超えて地域でつながり合う「地域共生社会」の実現が目標として掲げられ、平成30年には、地域福祉計画が市町村における福祉分野の共通計画として「上位計画」に位置付けられ、計画の策定が努力義務とされました。また、近年では、成年後見制度の利用促進や再犯防止推進といった社会的課題にも対応していくことが求められており、国や自治体、民間団体が一体となって支援を行っていく必要があります。

千葉県では、こうした国の動向を踏まえ、令和5年に「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化や、重層的支援体制整備事業の市町村への展開支援など、地域福祉の基盤整備に向け多角的に取り組んでいます。

また、こうした地域福祉の推進は、国連が掲げる「持続可能な開発目標（S D G s）」の目標とも関係しており、持続可能な地域社会の実現に資する重要な取組です。

本市においては、平成23年に「四街道市地域福祉計画」を策定して以来、市民・行政・関係団体が連携しながら地域福祉の推進に取り組んできました。「第3次四街道市地域福祉計画」（令和3～7年度）では、地域共生社会の実現に向け、分野横断的な支援体制の構築を進め、令和7年7月に「ふくしの総合相談窓口」を開設し、従来の仕組みでは対応が難しい複合・複雑な生活課題に対し、属性や制度を問わない包括的な支援体制を推進しています。

こうした社会情勢の変化や国の動向、本市のこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後も全ての人々が身近な地域の中で支え合える地域社会の構築を目指し、行政、社会福祉協議会、市民、福祉関連団体、事業者等が連携し、包括的な支援体制の充実を進めるため、「第4次四街道市地域福祉計画」を策定します。

## (2) 国の主な動き

年	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成 27 年	○「生活困窮者自立支援法」施行	○「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成 28 年	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ○「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 ○「自殺対策基本法」改正	○「地域共生社会（「我が事・丸ごと」の地域づくり）の実現に向けた中間報告」公表
平成 29 年	○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ○「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」通知	○「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 ○「地域共生社会の実現に向けた地域力強化検討会」最終とりまとめ公表 ○「再犯防止計画」閣議決定
平成 30 年	○「改正社会福祉法」施行 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行 ○「生活困窮者自立支援法」改正	
令和元年	○「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」設置
令和 3 年	○「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行 ○「改正災害対策基本法」施行	○「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定 ○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ公表
令和 4 年		○「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
令和 5 年	○「こども基本法」施行	○「第二次再犯防止推進計画」閣議決定
令和 6 年	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ○「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行 ○「孤独・孤立対策推進法」施行	
令和 7 年	○「手話に関する施策の推進に関する法律」施行	

### (3) 県の主な動き

千葉県においては、地域共生社会の実現に向け、「第四次千葉県地域福祉支援計画」（令和5～8年度）を策定しました。「未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会」を目指し、県や市町村、関係団体、地域住民等が一体となって協力し合って「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現を図っています。

#### ■第四次千葉県地域福祉支援計画（令和5年度から令和8年度までの4年間）

地域福祉を推進する上での課題を6つの視点(柱)から整理して取り組む。

- I 地域共生社会実現に向けた意識づくり
- II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり
- III 多様な福祉の担い手
- IV 地域福祉を推進する基盤づくり
- V 暮らしやすい環境づくり
- VI 市町村の主体性・創造性を推進する支援

また、県では、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたる再犯防止に関する施策を推進するため、国の刑事司法関係機関、県、市町村、民間団体等、地域が一丸となって取り組む指針として「千葉県再犯防止推進計画」（令和3～7年度）が策定されました。

## 2 計画とSDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための令和12（2030）年を期限とする国際目標であり、17の目標（ゴール）・169のターゲットを設定しています。また、国のSDGs推進本部において平成28年に決定し、令和元年に改定した、SDGsの達成に向けた中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」では、地方自治体のさまざまな計画にSDGsの要素を反映すること等が期待されています。

そのため、第4次地域福祉計画においては、SDGsの達成に資する地域福祉の取組を推進していきます。

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

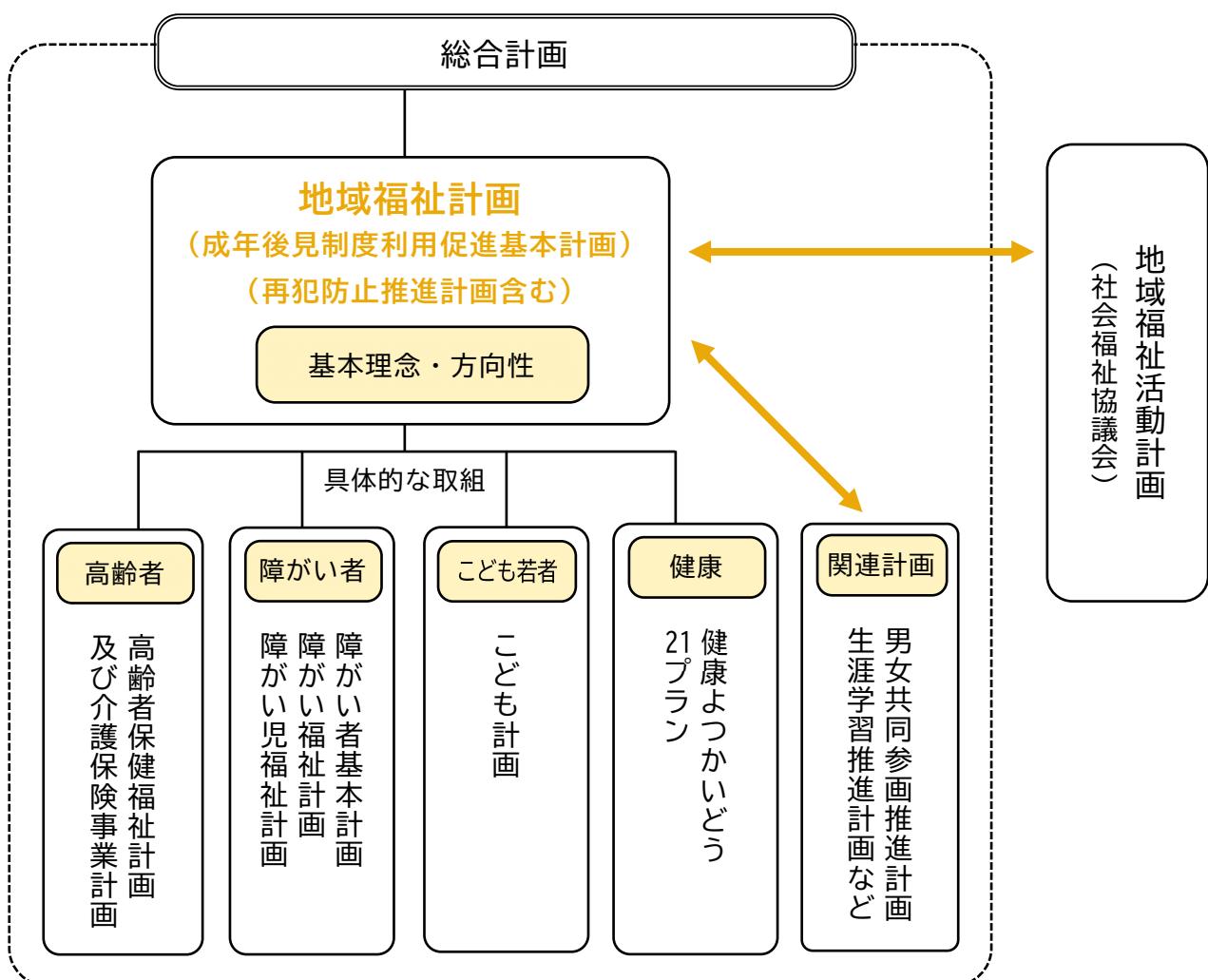


### 3 計画の位置付け・期間

本計画は、「社会福祉法」第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進する上で、基本的な考え方の共助の活動を促進するための取組方針を定め、各福祉分野が共通して取り組む事項を記載する福祉分野における上位計画です。あわせて「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画としての位置付けを持つものです。

また、市の最上位計画である「四街道市総合計画第1期基本計画（HAPPY SMILE PLAN –笑顔と笑顔をつなぐ街 四街道–）」、福祉に関する「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「四街道市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「四街道市こども計画」、「健康よつかいどう 21 プラン」など、各分野の個別計画と整合性や連携を図った計画とします。

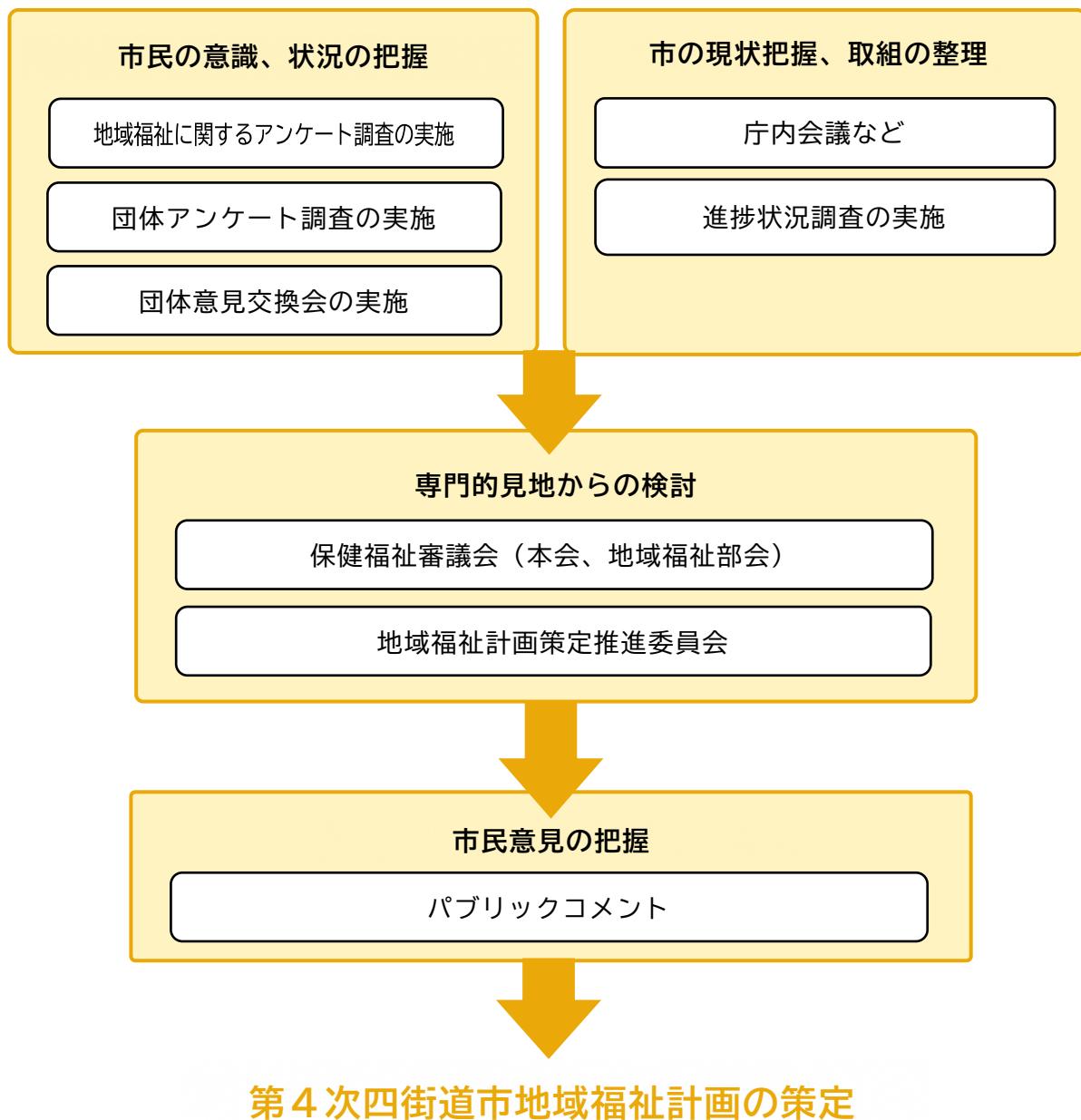
さらに、四街道市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画（ふれあいあつたか プラン）」とも連携を図りながら、地域全体での包括的な支援体制の構築をめざします。



第4次地域福祉計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、国や千葉県、本市の総合計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

計画名	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
四街道市総合計画基本構想	令和6年度～令和25年度							
四街道市総合計画 第1期基本計画	令和6年度～令和10年度							
四街道市地域福祉計画	令和8年度～令和12年度							
四街道市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	令和6年度～ 令和8年度							
四街道市障がい者基本計画	令和8年度～令和17年度							
四街道市障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	令和6年度～令和11年度							
四街道市こども計画	令和7年度～令和11年度							
健康よつかいどう21プラン	平成30年度～令和10年度							
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	令和8年度～令和12年度							

## 4 計画策定までの流れ



## 第2章 四街道市の地域福祉を取り巻く状況

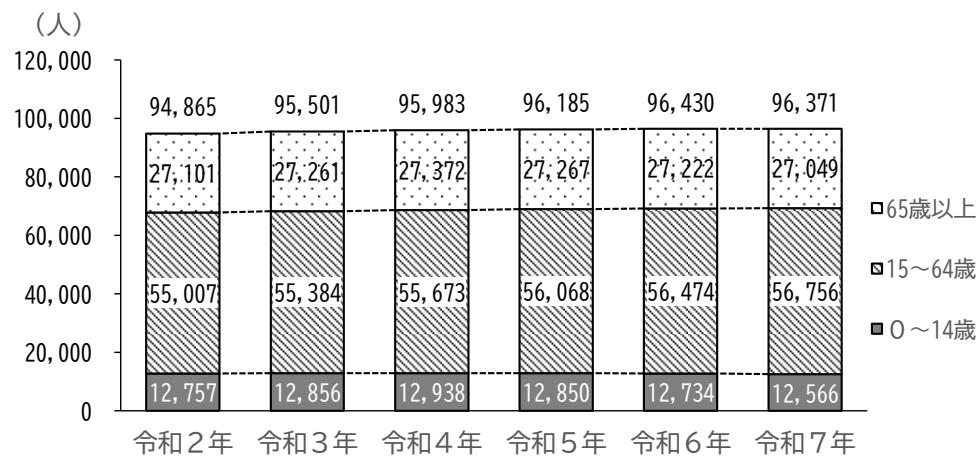
### 1 統計データからみる状況

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、横ばいの傾向がみられ、令和7年には96,371人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、令和7年には0-14歳の年少人口が12,566人、15-64歳の生産年齢人口が56,756人、65歳以上の老人人口が27,049人となっています。

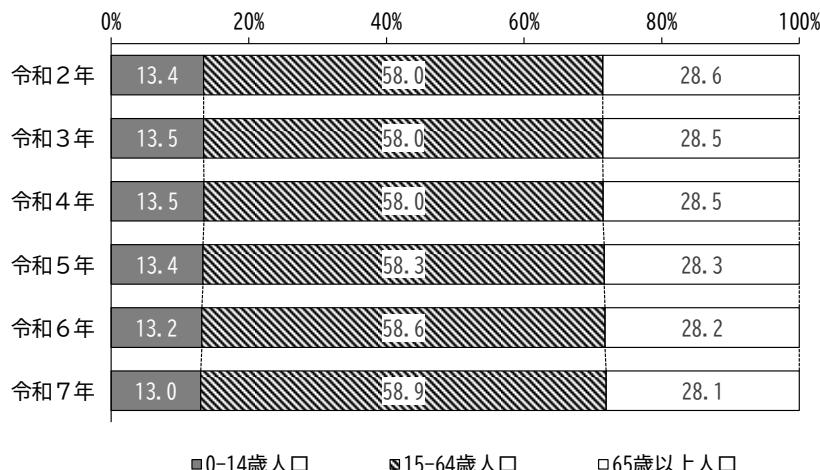
一方、年齢3区分別人口構成比をみると、いずれの区分でも横ばい傾向が続いており、大きな変化はみられません。

##### ■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

##### ■年齢3区分別人口構成比

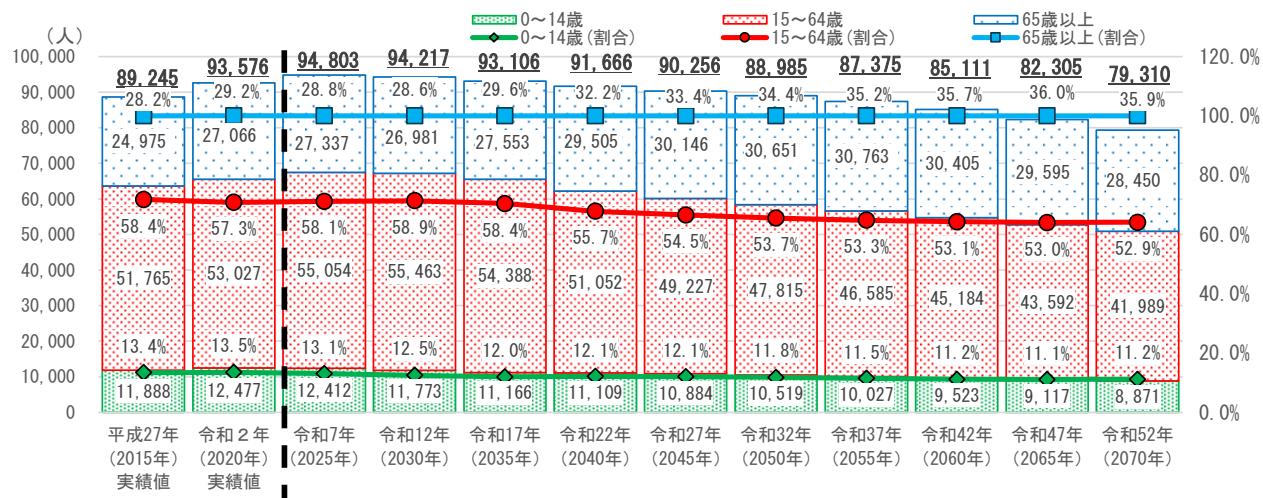


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (2) 将来人口のシミュレーション

「第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来人口の展望シミュレーションのうち、合計特殊出生率が1.35（令和5年値）で推移した場合のパターンDをみると、令和7年から令和12年までは0-14歳の年少人口や、15-64歳の生産年齢人口、65歳以上の老人人口の構成比は横ばい傾向となっています。

### ■ 将来人口のシミュレーション（パターンD）\*



資料：第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略

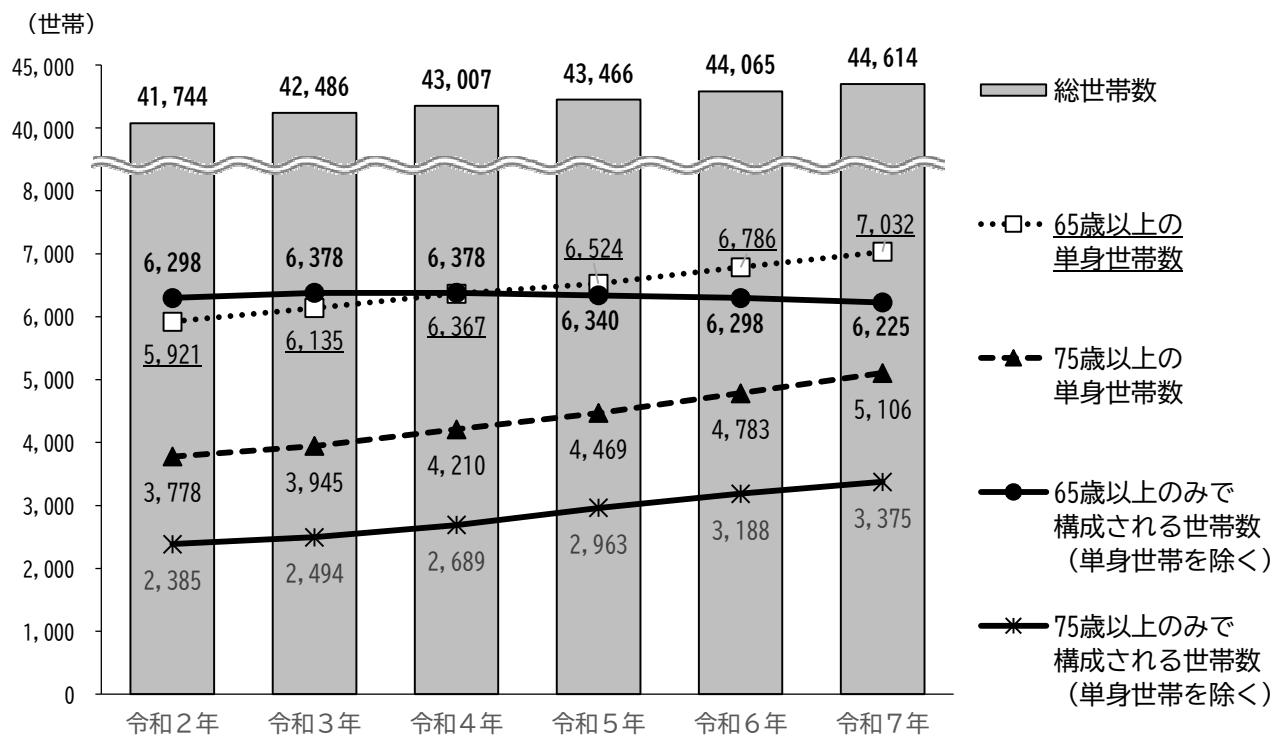
\*国勢調査等を基に将来人口をシミュレーションしたものであり、住民基本台帳人口とは異なります。

### (3) 総世帯数と高齢者のみ世帯の推移

総世帯数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和6年には44,065世帯となっています。

65歳以上のみで構成される世帯(単身世帯を除く)は横ばい傾向で推移している一方、65歳以上の単身世帯は5,921世帯から6,786世帯へと増加しています。また、75歳以上の単身世帯は3,778世帯から4,783世帯、単身を除く世帯は2,385世帯から3,188世帯へと増加しており、いずれの区分でも増加傾向が見られます。

#### ■ 総世帯数と高齢者のみ世帯の推移

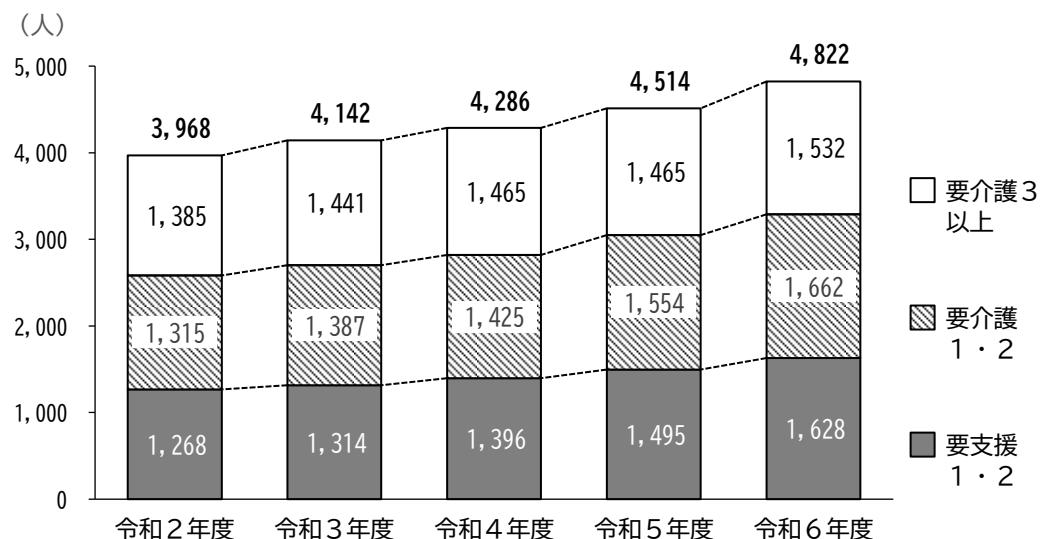


資料：高齢者支援課（各年4月1日）

## (4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、年ごとに増加しており、令和6年度には4,822人となっています。

### ■要支援・要介護認定者数の推移

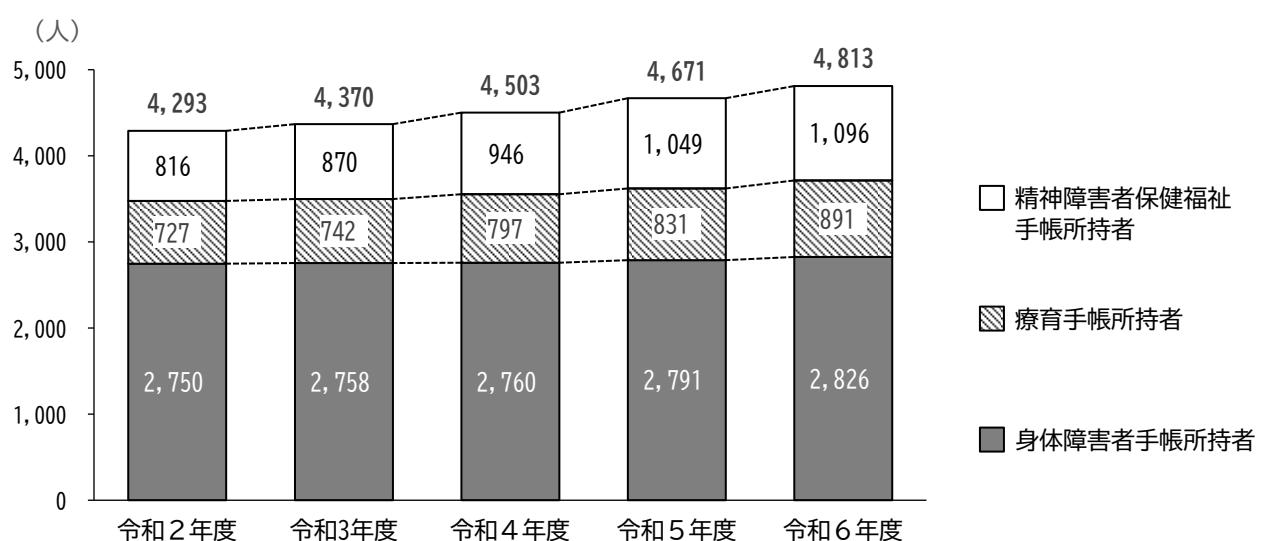


資料：高齢者支援課（各年度末）

## (5) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、年ごとに増加しており、令和6年度には4,813人となっています。

### ■障害者手帳所持者数の推移

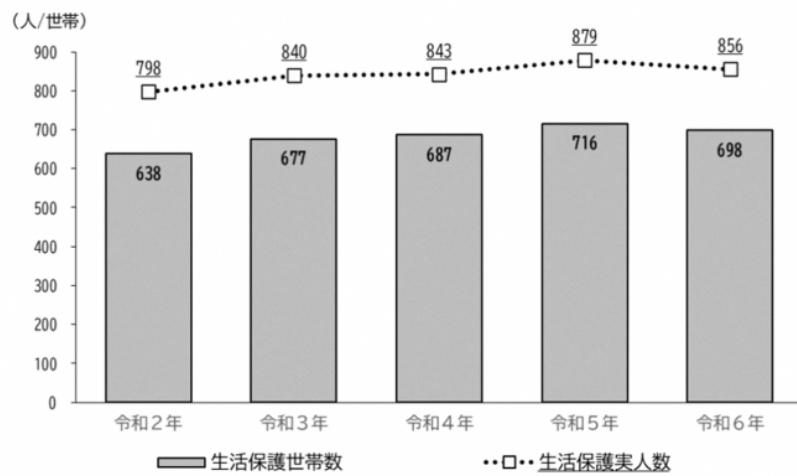


資料：障がい者支援課（各年度末）

## (6) 生活保護世帯数等の推移

生活保護世帯数等の推移をみると、生活保護世帯数は令和5年までは年ごとに増加していましたが、令和6年には698世帯と前年より減少しています。また、生活保護受給者数も令和5年までは年ごとに増加していましたが、令和6年には856人と前年より減少しています。

### ■生活保護世帯数と生活保護受給者数の推移

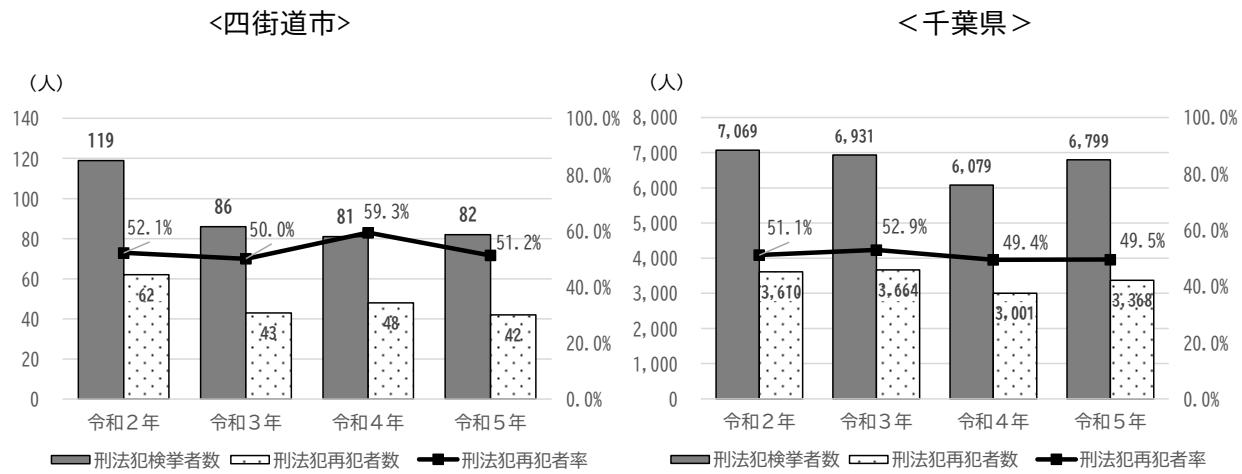


資料：社会福祉課（各年平均値）

## (7) 刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移

刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移をみると、刑法犯検挙人員は令和4年までは年ごとに減少していましたが、令和5年には82人と前年より増加している一方、再犯者数は増減を繰り返しています。なお、千葉県も同様の傾向となっています。

### ■刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率（千葉県、四街道市）



※県内と市内の警察署の20歳未満を除く検挙人員、再犯者人員となります。

資料：関東矯正管区提供

## 2 アンケート調査からみる状況

### （1）調査の概要

第4次地域福祉計画を策定するにあたっての基礎資料とするため、市民・福祉関連団体アンケート調査とともに、福祉関連団体との意見交換会を実施しました。

#### ① 市民アンケート調査

調査地域　：四街道市全域  
調査対象　：18歳以上の市内在住者（2,000名を無作為抽出）  
調査期間　：令和7年6月3日～6月25日  
調査方法　：郵送による発送・回収  
回収結果　：1,038件（回収率51.9%）※速報値

#### ② 福祉関連団体アンケート調査

調査対象　：四街道市の地域福祉の中核を担う団体（31団体）  
調査期間　：令和7年6月3日～6月25日  
調査方法　：郵送による発送・回収  
回収結果　：30件（回収率96.8%）※速報値

#### ③ 福祉関連団体意見交換会

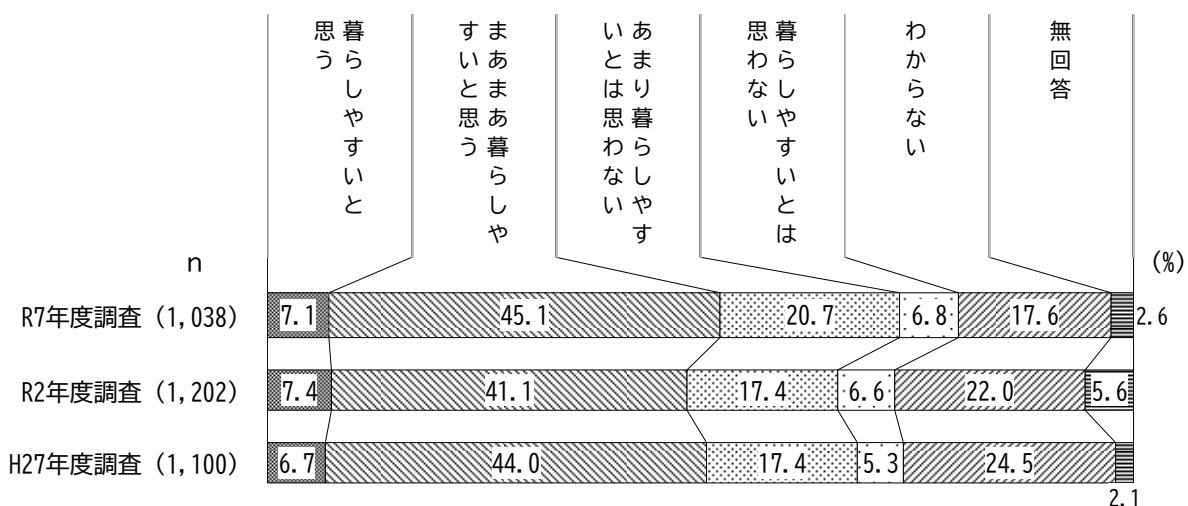
対象団体　：四街道市の地域福祉の中核を担う団体（29団体）  
開催場所　：市役所2階会議室、4階会議室  
開催日程　：令和7年6月26日（木）（17団体参加）  
　　　　　　令和7年6月30日（月）（6団体参加）  
　　　　　　令和7年7月4日（金）（1団体参加）  
開催結果　：24団体参加（参加率82.8%）

## (2) 市民・団体アンケート調査結果の概要 ※速報値

### ■ こどもや高齢者、障がい者等にとっての、本市の暮らしやすさに関する考え方について (市民／単数回答)

市民アンケート調査では「まあまあ暮らしやすいと思う」が45.1%と最も多く、「暮らしやすいと思う」(7.1%)を合わせた“暮らしやすいと思う”は52.2%となっています。一方、「あまり暮らしやすいとは思わない」(20.7%)と「暮らしやすいとは思わない」(6.8%)を合わせた“暮らしやすいとは思わない”は27.5%となっています。

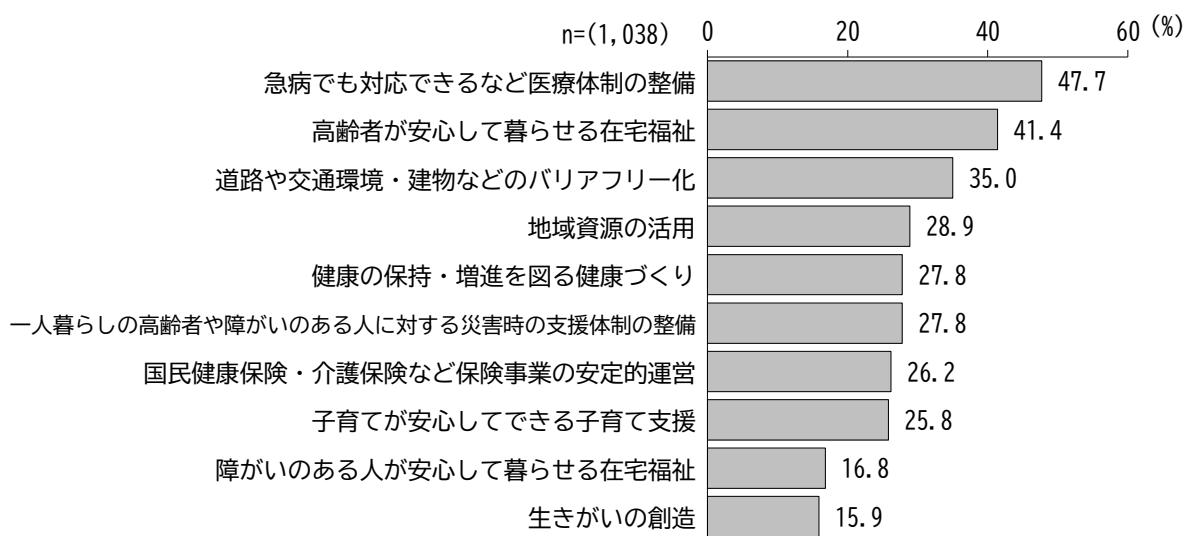
前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。



### ■ 市として、今後力を入れる福祉関連分野について

(市民上位10項目／複数回答／主なもの5つまで)

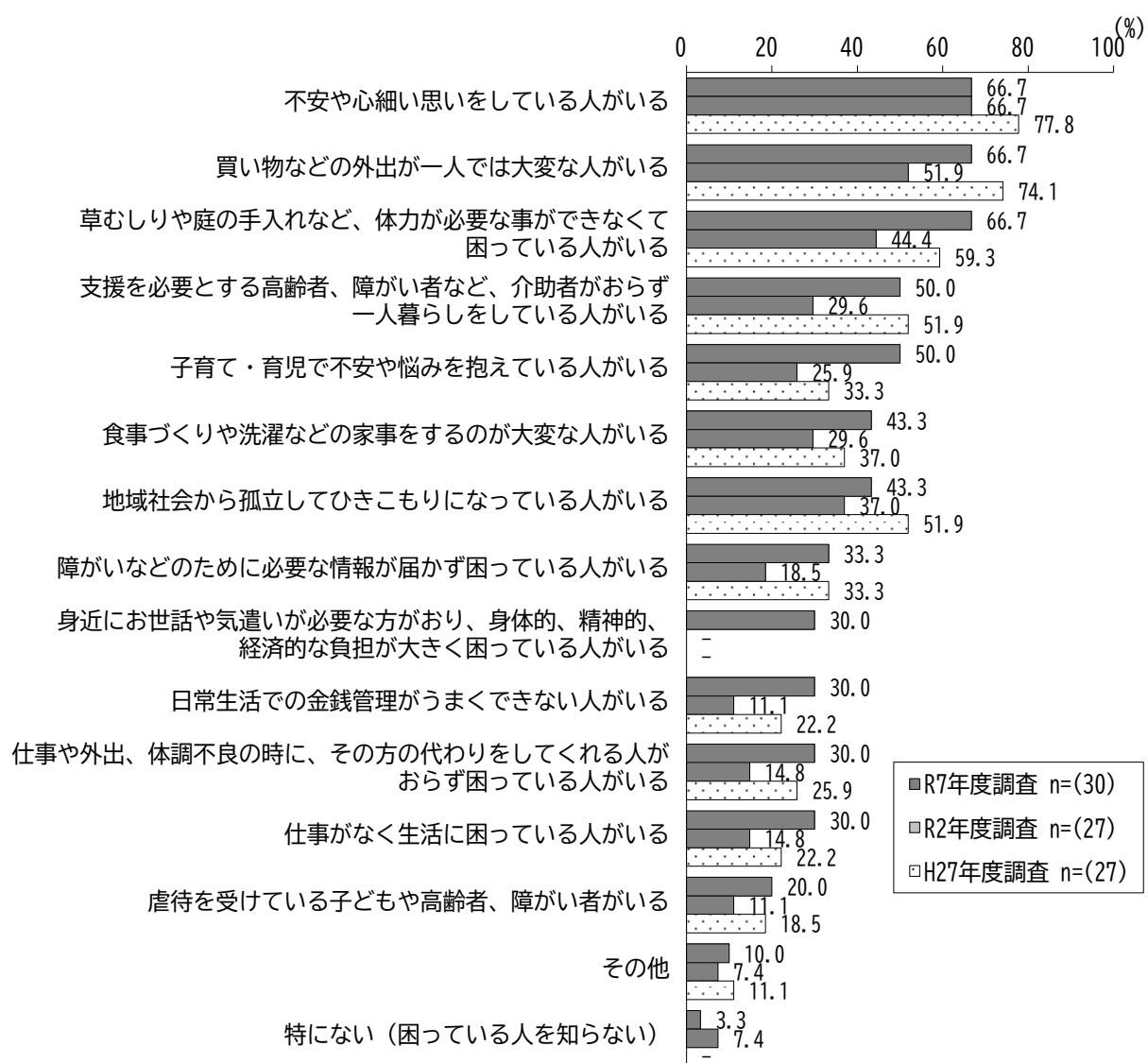
市民アンケート調査では「急病でも対応できるなど医療体制の整備」が47.7%と最も多く、次いで「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策」が41.4%、「道路や交通環境・建物などのバリアフリー化」が35.0%となっています。



## ■ 地域の人が日常生活で困っていることについて（団体／複数回答）

団体アンケート調査では「不安や心細い思いをしている人がいる」、「買い物などの外出が一人では大変な人がいる」、「草むしりや庭の手入れなど、体力が必要な事ができなくて困っている人がいる」が 66.7% と最も多く、次いで「支援を必要とする高齢者、障がい者など、介助者がおらず一人暮らしをしている人がいる」と「子育て・育児で不安や悩みを抱えている人がいる」が 50.0% となっています。

前回調査と比較すると「草むしりや庭の手入れなど、体力が必要な事ができなくて困っている人がいる」、「支援を必要とする高齢者、障がい者など、介助者がおらず一人暮らしをしている人がいる」、「子育て・育児で不安や悩みを抱えている人がいる」は 20 ポイント以上増加しています。

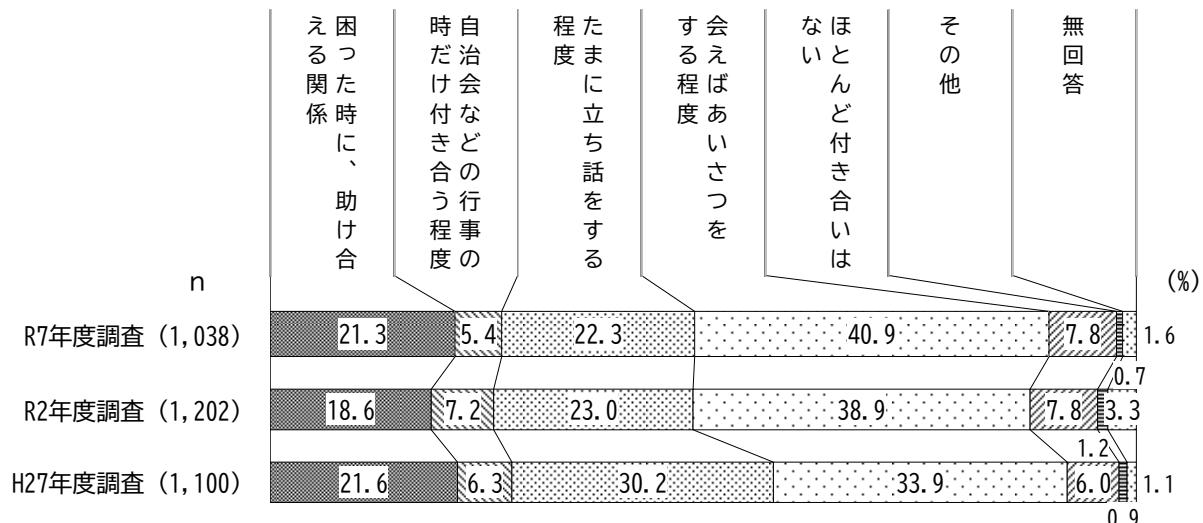


※選択肢「身近にお世話や気遣いが必要な方がおり、身体的、精神的、経済的な負担が大きく困っている人がいる」は今回からの新規項目

### ■近所付き合いについて（市民／単数回答）

市民アンケート調査では「会えればあいさつをする程度」が40.9%と最も多く、次いで「たまに立ち話をする程度」が22.3%となっています。

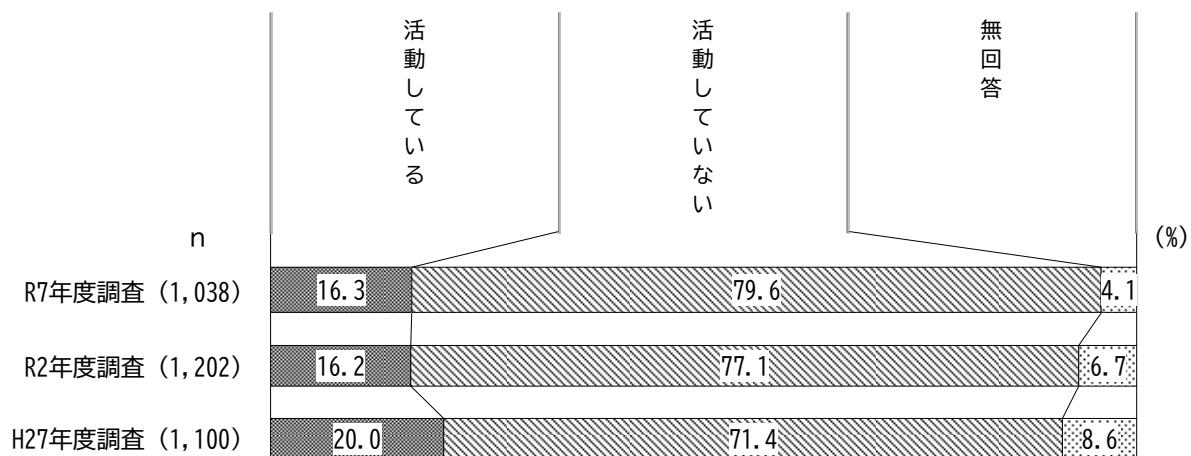
前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。



## ■ 地域での活動状況について（市民／単数回答）

市民アンケート調査では「活動している」が 16.3%、「活動していない」が 79.6% となっています。

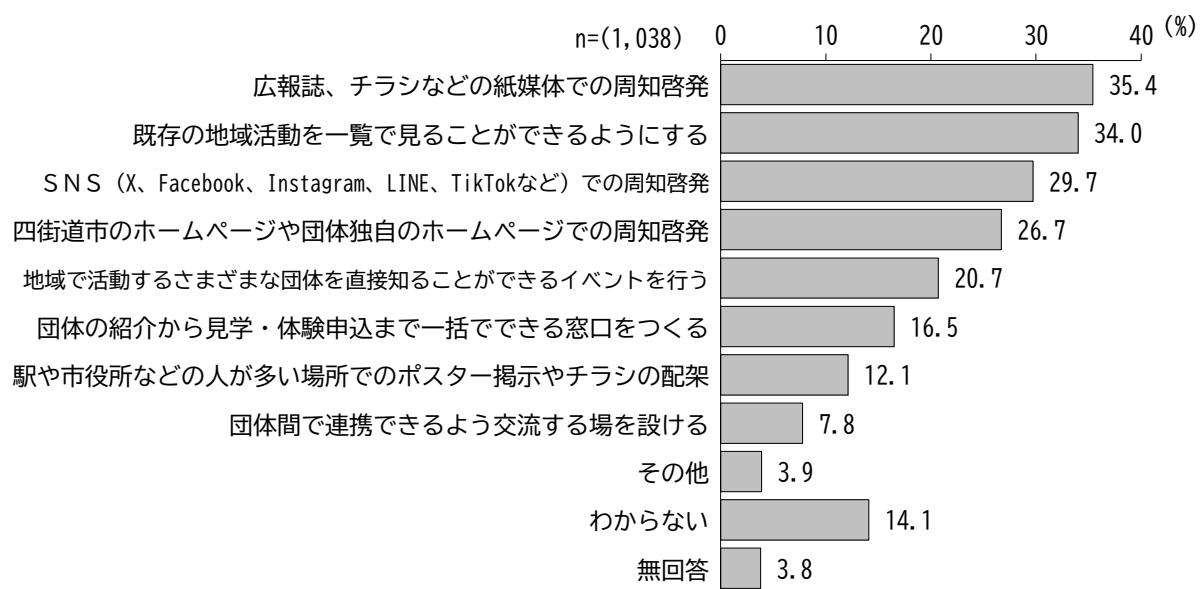
前回調査と比較すると「活動していない」は微増しています。



## ■ 地域での活動が活性化するために必要なことについて

(市民上位 10 項目／複数回答／主なもの 3 つまで)

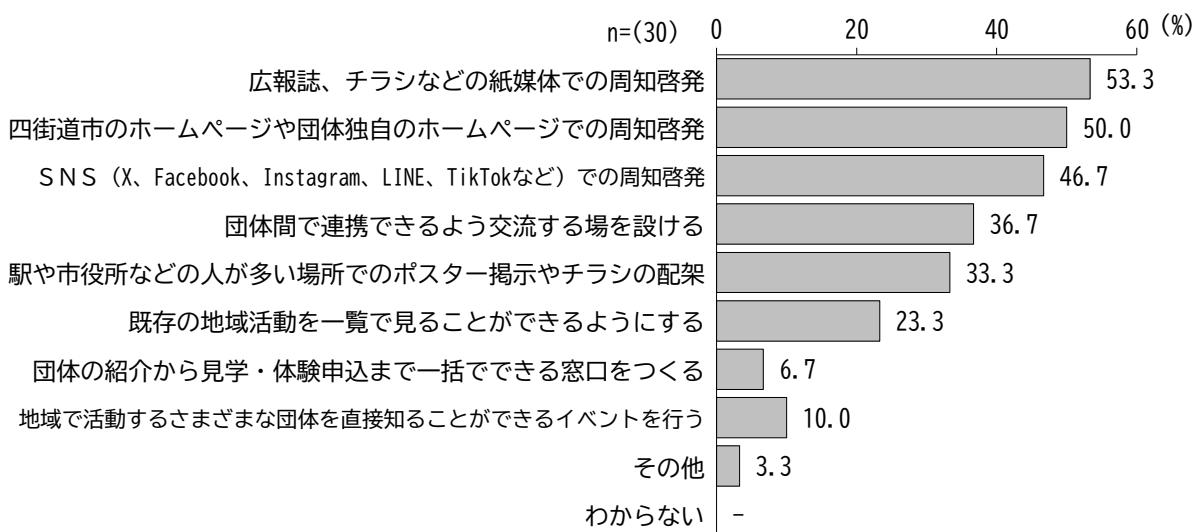
市民アンケート調査では「広報誌、チラシなどの紙媒体での周知啓発」が 35.4% と最も多く、次いで「既存の地域活動を一覧で見ることができるようになる」が 34.0% となっています。



## ■ 地域での活動が活性化するために必要なことについて

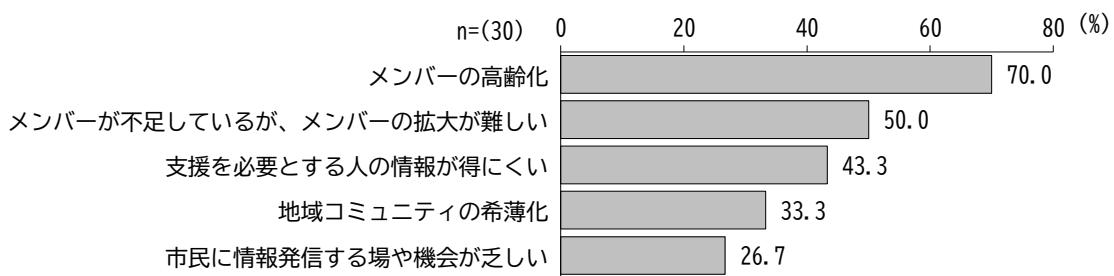
(団体／複数回答／主なもの 3 つまで)

団体アンケート調査では「広報誌、チラシなどの紙媒体での周知啓発」が 53.3% と最も多く、次いで「四街道市のホームページや団体独自のホームページでの周知啓発」が 50.0% となっています。



## ■団体が活動を行う上で困っていること（団体上位5項目／複数回答）

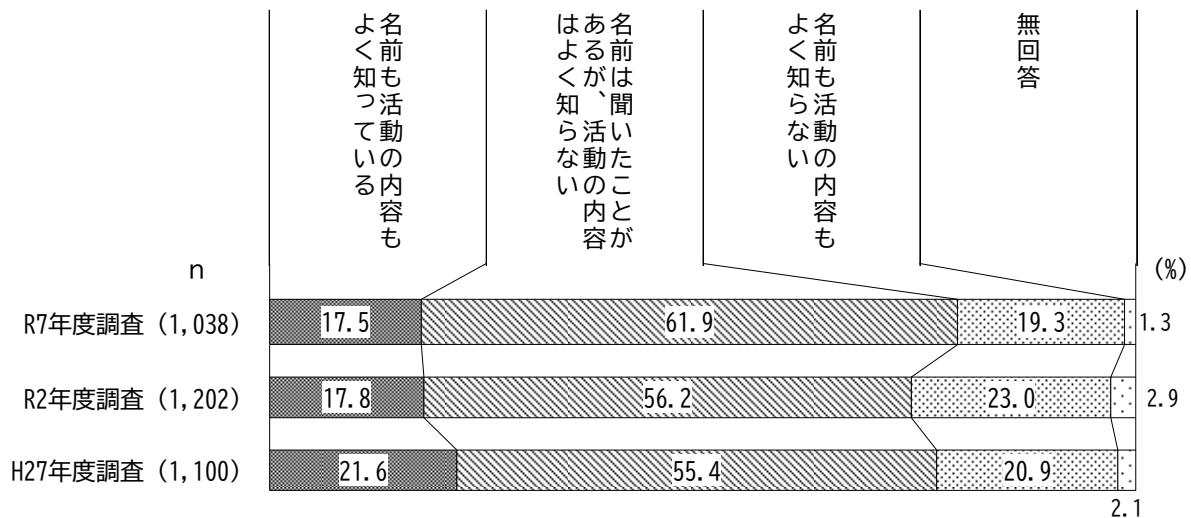
団体アンケート調査では「メンバーの高齢化」が70.0%と最も多く、次いで「メンバーが不足しているが、メンバーの拡大が難しい」が50.0%、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が43.3%となっています。



## ■社会福祉協議会の認知状況について（市民／単数回答）

市民アンケート調査では「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が61.9%と最も多く、次いで「名前も活動の内容もよく知らない」が19.3%となっています。

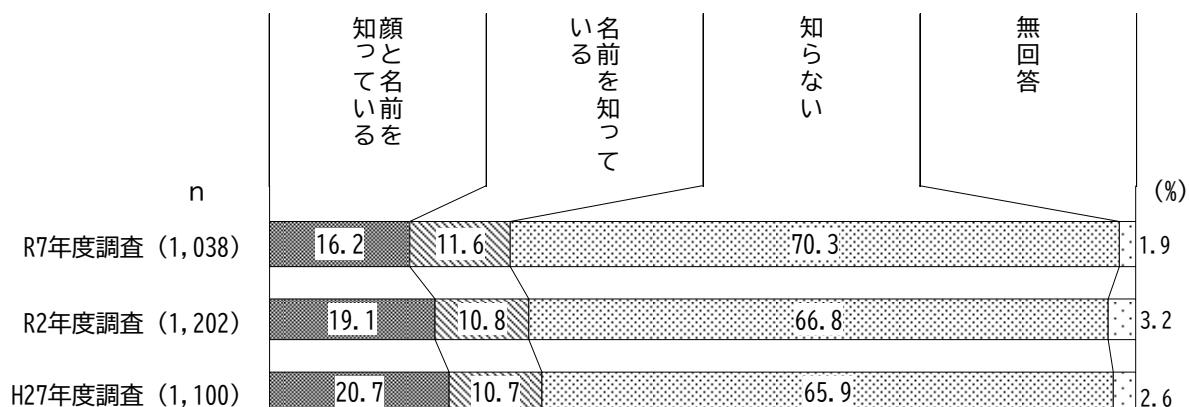
前回調査と比較すると「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が5.7ポイント前回より多くなっています。



## ■地区の担当民生委員・児童委員の認知状況について（市民／単数回答）

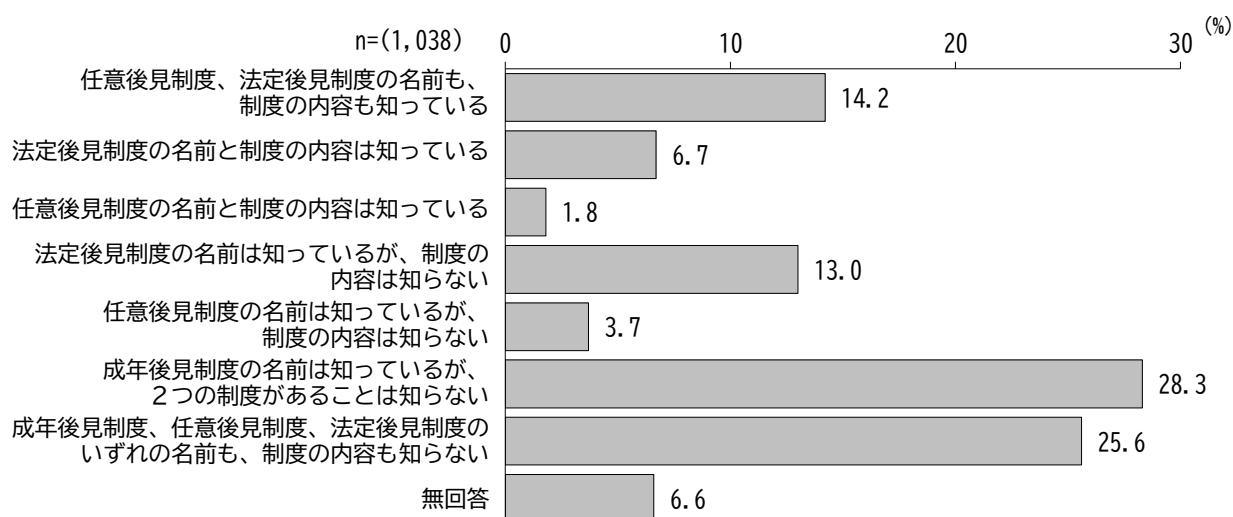
市民アンケート調査では「知らない」が70.3%と最も多い、次いで「顔と名前を知っている」が16.2%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。



## ■成年後見制度の認知状況について（市民／単数回答）

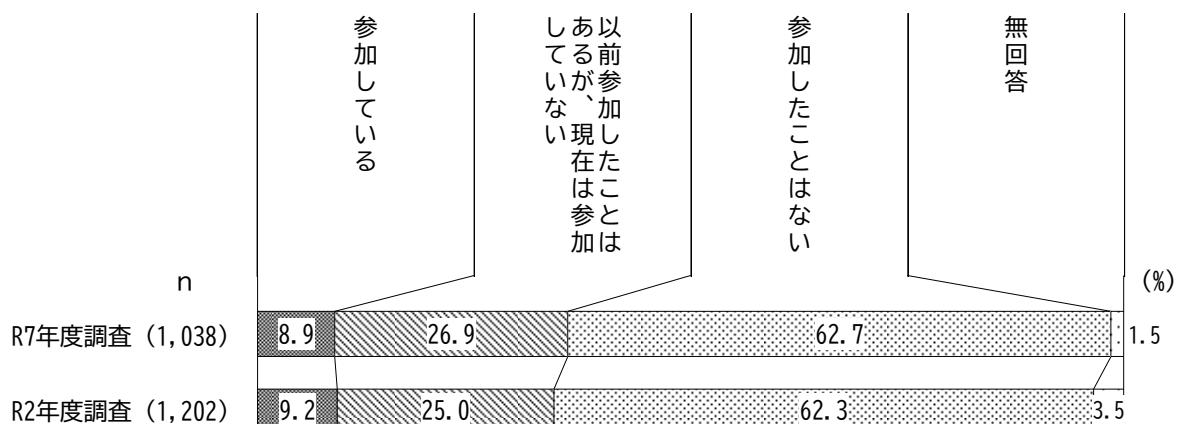
市民アンケート調査では「成年後見制度の名前は知っているが、2つの制度があることは知らない」が28.3%と最も多い、次いで「成年後見制度、任意後見制度、法定後見制度のいずれの名前も、制度の内容も知らない」が25.6%、「任意後見制度、法定後見制度の名前も、制度の内容も知っている」が14.2%となっています。



## ■ 地域の防災訓練の参加状況について（市民／単数回答）

市民アンケート調査では「参加したことはない」が 62.7%と最も多く、次いで「以前参加したことはあるが、現在は参加していない」が 26.9%、「参加している」が 8.9%となっています。

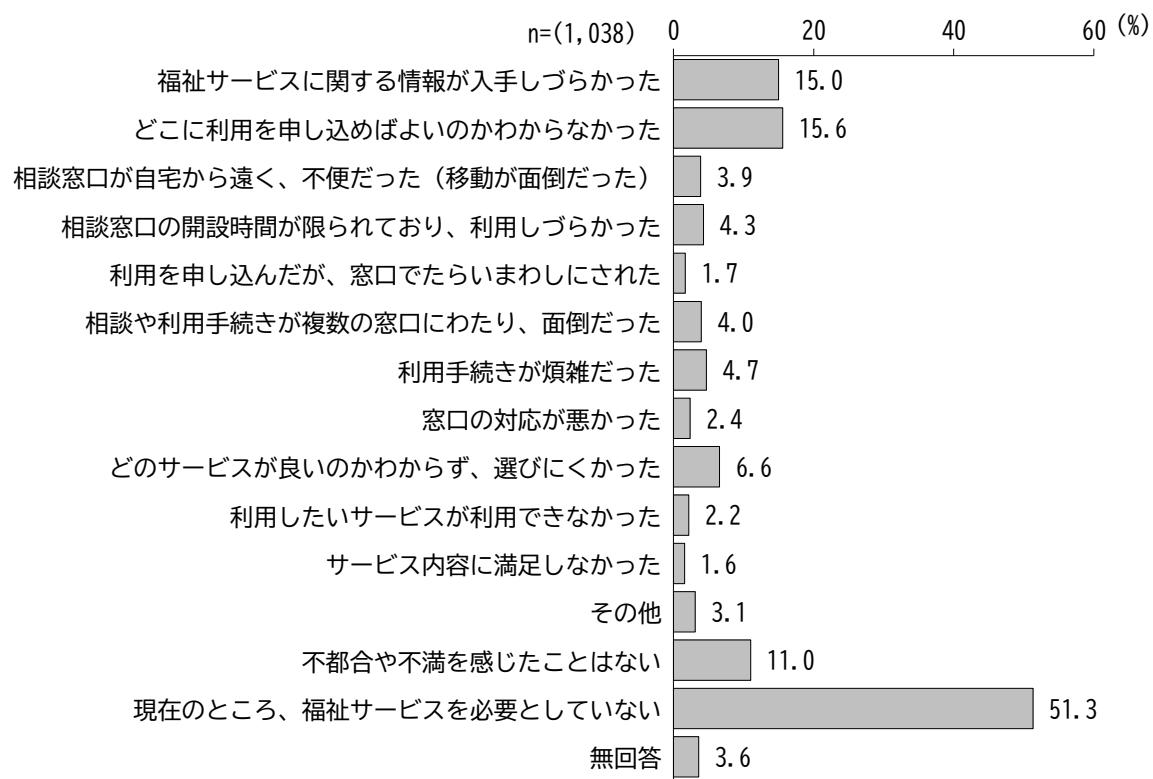
前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。



## ■ 福祉サービスの利用に際し、不都合や不満に思ったことについて

（市民／複数回答）

市民アンケート調査では「どこに利用を申し込みればよいのかわからなかった」が 15.6%と最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が 15.0%となっています。



### (3) 福祉関連団体意見交換会の主な意見

地域福祉関連団体との意見交換会を通じて、地域福祉の現場で直面している課題が明らかとなりました。以下に、主な意見をテーマごとに整理しました。

#### ■ 地域のつながりの希薄化

核家族化や区・自治会加入率の低下により、地域における支え合いや交流の機会が減少している現状が共有されました。

世代間交流、区・自治会への加入、市民主体の地域づくり活動などへの支援が必要との意見がありました。

#### ■ 制度の狭間にある方への支援

制度の狭間にある方への支援が課題となっており、支援関係機関等との連携による包括的支援体制の充実が必要との意見がありました。

#### ■ 社会的孤立・困難を抱える方への支援

高齢者の外出支援、8050問題、ひとり親世帯やケアラー等への支援が課題となっていました。地域内で支援が届いていない方やその家族への対応が必要との意見がありました。

#### ■ 担い手不足と世代交代の停滞

高齢化の進行や定年延長に伴い、ボランティアや民生委員・児童委員、主任児童委員等の担い手の確保が課題となっており、若者・子育て世代等の現役世代の参加促進が必要との意見がありました。

#### ■ 地域活動の認知度不足

地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動内容が十分に市民に伝わっておらず、周知等が課題との意見がありました。

#### ■ 活動拠点・場の制約

公共施設の利用条件等の緩和や、団体への継続的な活動場所の提供が必要との意見がありました。

#### ■ 外国籍市民への支援

生活情報や行政手続きに関する多言語対応等が不十分であり、外国籍市民を支える環境整備が必要との意見がありました。

### 3 第3次地域福祉計画の評価

#### (1) 実施方法

本市では、第3次地域福祉計画における行政が進めていく取組について、事業単位で、次の4段階の基準で評価を行い、以下のような結果となりました。

※下記の事業評価の事業数は、取組に関係する課ごとに行っているため、「延べ事業数」となります。

区分		評価の基準
◎	十分に取り組むことができた	期間中に実施すべき取組を予定以上に行うことができた。
○	概ね取り組むことができた	期間中に実施すべき取組を予定どおり、計画的に行うことができた。
△	あまり取り組むことができなかつた	期間中に実施すべき取組を予定どおり行うことができなかつた。
×	ほとんど取り組むことができなかつた	何らかの課題があり、事務事業が滞ってしまっており、期間中に実施すべき取組を行うことができなかつた。

#### (2) 評価結果

第3次地域福祉計画に位置付けられている131事業について、令和3年度から令和7年度までの実施状況を確認し、評価を行いました。

131事業中、127事業(96.9%)が「概ね取り組むことができた」となり、計画どおりに進んでおり、さらに4事業(3.1%)は、「十分に取り組むことができた」となり、予定を上回る実施状況となりました。

また、「基本目標4. 安全・安心で快適な生活環境づくり」について、47事業中3事業が、「十分に取り組むことができた」となり、特に実施による効果が表れています。

以上のことから、第3次地域福祉計画は「概ね計画どおり」に進捗したと考えます。

基本目標	事業数	十分に取り組むことができた (◎)	概ね取り組むことができた (○)	あまり取り組むことができなかつた (△)	ほとんど取り組むことができなかつた (×)		
全体	131	4	3.1%	127	96.9%	0	0.0%
基本目標1	33	1	3.0%	32	97.0%	0	0.0%
基本目標2	37	0	0.0%	37	100.0%	0	0.0%
基本目標3	14	0	0.0%	14	100.0%	0	0.0%
基本目標4	47	3	6.4%	44	93.6%	0	0.0%

## 4 課題への対応

---

近年の地域福祉に関する制度動向をはじめ、市が実施した各アンケート調査や福祉関連団体意見交換会、第3次地域福祉計画の評価を踏まえ、四街道市における地域福祉の課題を以下のとおり整理します。

### 課題1 地域コミュニティの希薄化

---



市民同士が交流できる場の提供  
地域における支え合いの関係づくりの推進

### 課題2 情報提供の不足と複雑化・多様化する困りごと

---



福祉に関する情報提供の充実  
それぞれの困りごとに寄り添う相談と支援の充実

### 課題3 地域活動の担い手不足

---



多様な主体の地域活動への参加促進  
地域活動の活性化支援

### 課題4 多様な市民に対する配慮や理解の不足

---



多様な市民が安心して暮らせる生活環境の整備  
相互理解の促進

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、これまでの第3次地域福祉計画において、基本理念を「みんなで助け合い・支え合い、安心して、いきいき暮らせるまち 四街道」とし、全ての人々が、身近な地域の中で、助け合い・支え合えるまちづくりを推進してきました。

また、本市におけるまちづくり方向性を示す、総合計画基本構想では、新たなまちづくりの方向性を『幸せつなぐ 未来への道しるべ - Yotsukaido Happy Road-』と定め、4つのまちづくりの道として、未来を応援する道、ふるさとを誇れる道、こどもがまんなかの道、人によりそうやさしい道を設定しました。そして、総合計画第1期基本計画における健康・福祉・子育て分野の目標として「いつでも笑顔でいられるように、健やかで支え合う思いやりのあるまちを実現する」を掲げています。

これらの理念やまちづくりの方向性は、制度・分野ごとの「縦割り」や固定した「支え手側・受け手側」という役割分担を超えて、市民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていくことを目指した地域共生社会の趣旨に沿うものです。

第4次地域福祉計画では、市の最上位計画である総合計画を踏まえるとともに、第3次地域福祉計画の基本理念を継承・発展させ、市民一人ひとりがお互いを認め、尊重し、支え合いながら、みんなが笑顔で、いつまでも暮らし続けられるやさしいまちづくりを推進していきます。

**みんなが笑顔でつながる やさしいまち 四街道**

## 2 基本指針

本計画では、基本理念の実現に向けて、第3次地域福祉計画の主旨を引き継いだ3つの基本方針を定め、地域福祉の推進に取り組みます。

### 基本方針 1

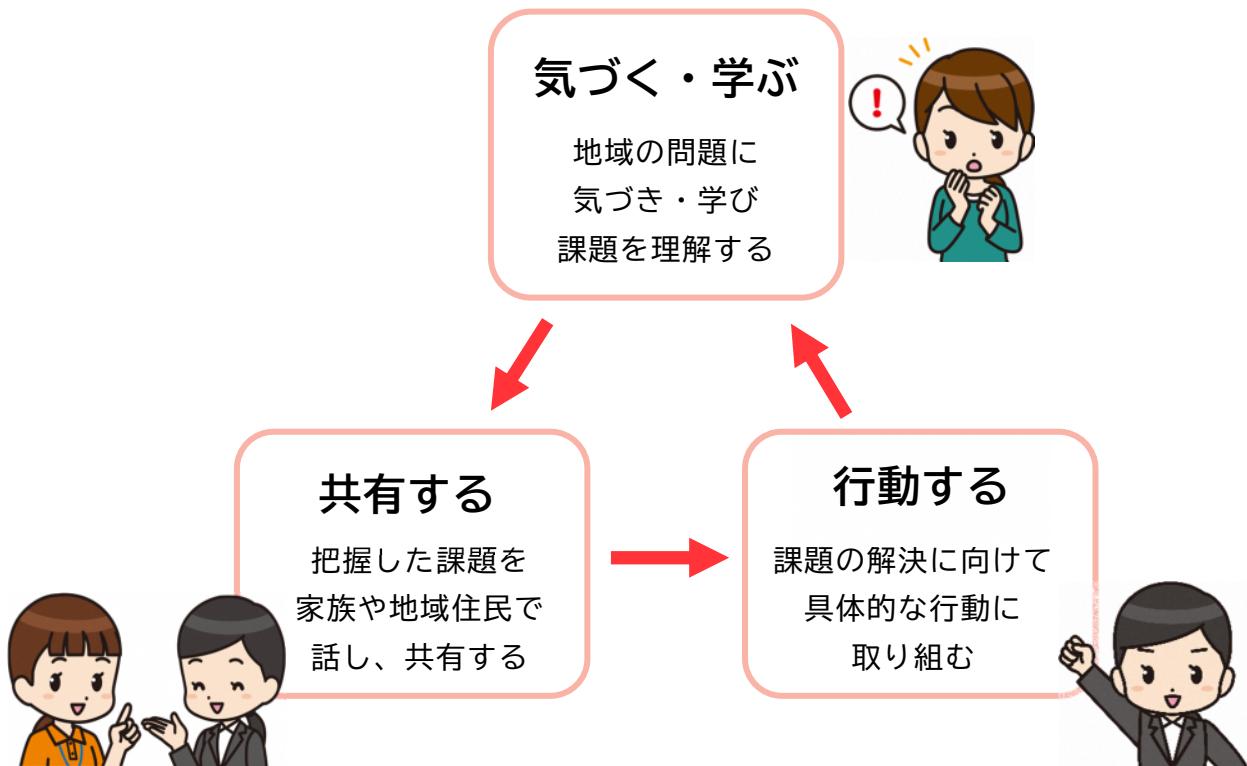
#### 市民主役の地域づくりの推進

地域福祉の推進にあたっては、市民が主役であり、市民自らが地域にある福祉課題に「気づき・共有し・行動する」という姿勢を持つことが大切です。

まずは近隣の様子に关心を持ちましょう。お近くに一人暮らしの高齢者や障がい者、子育て家族等で、日常生活の中で、孤立している人や困っている人はいませんか。

地域の問題や生活の課題は、特定の人だけの問題ではなく誰にでも起こる可能性があります。「他人事」になりがちな地域づくりを、市民自らが「我が事」として、一人ひとりを支える担い手として地域の課題に取り組み、思いやりをもち、支える存在となることが大切です。

市も、市民の皆さんとともに、地域の課題解決に取り組んでいきます。



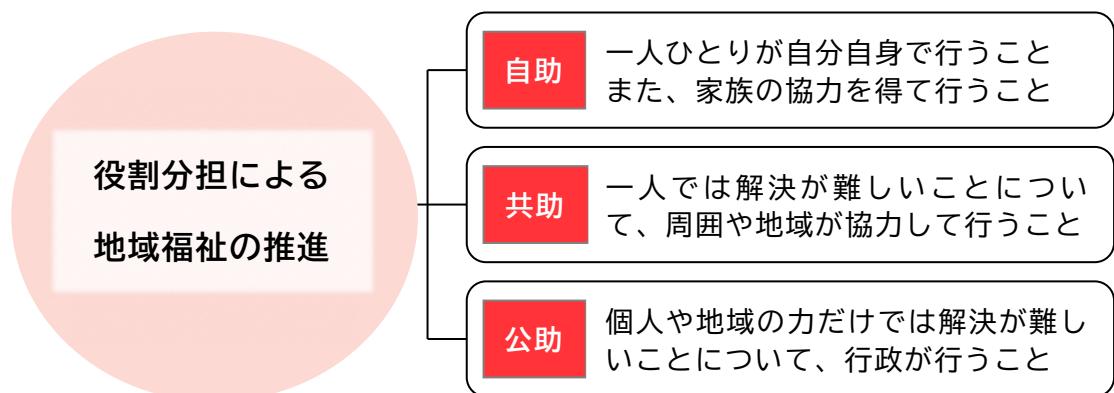
## 基本方針2

### 「自助」・「共助」・「公助」の連携

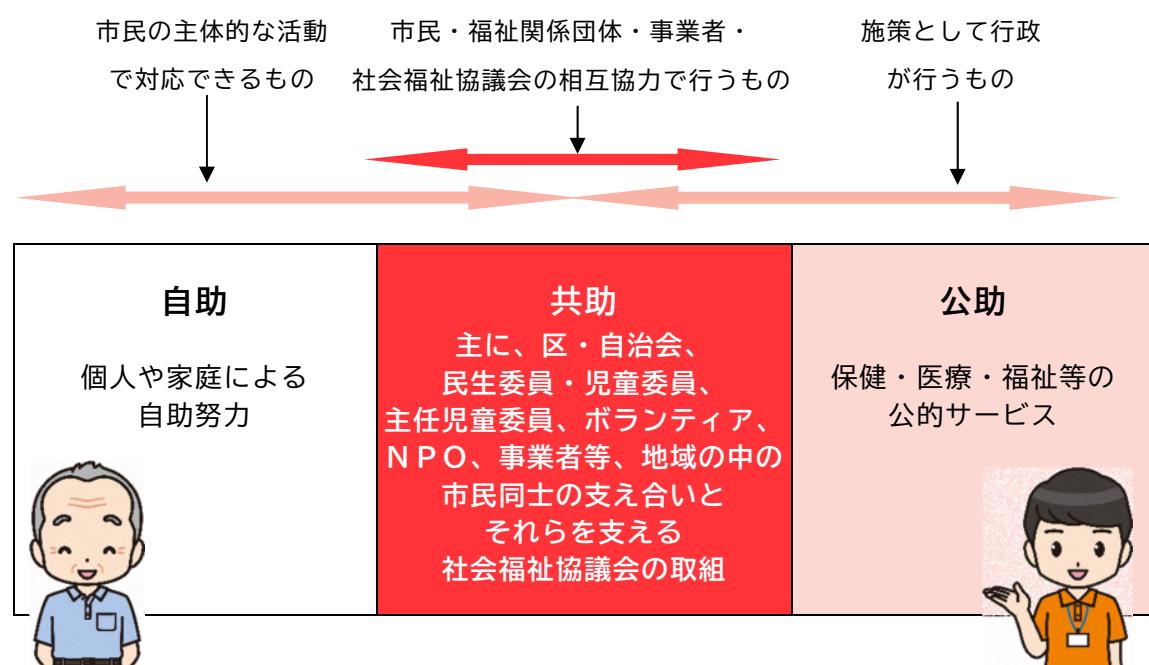
地域福祉の推進は、市民・福祉関連団体・事業者・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割の中で、「地域ぐるみの福祉」を推進することが重要になります。

本計画では、それぞれの立場で努力し実現していく役割について、「自助」、「共助」、「公助」の3つに区分し、支え合い、思いやりのある地域づくりを進めていきます。

#### 本計画中の「自助」・「共助」・「公助」の考え方



#### 「自助」・「共助」・「公助」の関係図



### 基本方針3

## こころの通い合う地域共生社会づくり

本市の地域福祉は、相手を思いやる気持ちや、こころの通い合いを大切にし、地域共生社会づくりを進めていきます。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、これまでの固定した「支え手側・受け手側」という役割分担を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていく社会のことです。

近年、「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」など、従来の制度の枠組みでは対応が困難な生活課題に対応するための取組が、本格的に進められています。こうした取組を通じて、「地域共生社会づくり」をより一層推進していくことが、今後ますます重要となっています。

そのために、第4次地域福祉計画では、全ての地域の人たちが思いやる心を持って社会に参加し、住み慣れた地域の中で互いに支え合いながら、笑顔で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

### できるようになること

- 地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる

- 課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる

- 世帯の複合課題や制度の対象とならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら解決することができる

- 地域住民と協働して、新たな社会資源を作り出すことができる

- 本人も支える側(担い手)になり、生活の張りや生きがいをみつけることができる



※厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より

### 3 計画の体系

第4次地域福祉計画では、目指すべき基本理念の実現に向け、第3次地域福祉計画の趣旨を引き継いだ4つの基本目標を定め、取組を進めていきます。

基本目標	基本施策	施策
◇ <b>基本目標1</b> つながりを育む 地域づくり	(1) 市民同士の交流・つながりづくり	1 世代間交流の促進 2 仲間づくりの場の提供 3 地域コミュニティや市民活動の支援
	(2) 気軽に立ち寄れる場所の確保	1 地域の気軽に立ち寄れる場所の確保 2 子育て世帯が気軽に立ち寄れる場所の確保 3 高齢者が気軽に立ち寄れる場所の確保
	(3) 社会参加機会の整備	1 レクリエーション活動等の充実 2 ボランティア活動の活性化 3 障がい者や高齢者の就労支援
◇ <b>基本目標2</b> 困りごとに 寄り添う 相談と支援	(1) わかりやすい情報提供の充実	1 紙媒体における配慮 2 ウェブアクセシビリティの推進 3 情報提供体制の充実
	(2) 包括的な相談支援体制づくり	1 相談しやすい環境づくり 2 包括的な相談支援体制の推進 3 地域における支援ネットワークの充実 4 ケアラー支援体制の充実
	(3) 福祉サービスの質の向上	1 地域で暮らし続けるための支援 2 事業者に対する支援 3 成年後見制度の利用促進 <b>成年後見制度利用促進基本計画として位置付け</b>
◇ <b>基本目標3</b> 地域を支える 活動の担い手づくり	(1) 市民による地域福祉の推進	1 みんなで地域づくりの推進 2 市民の意識啓発、体制整備
	(2) 多様な担い手の発掘・育成	1 多様な担い手の発掘・育成 2 地域人材の活用
	(3) 市民活動団体等への活動支援	1 活動の場の提供 2 市民活動団体等への活動支援
◇ <b>基本目標4</b> 安心して 暮らせる 生活環境の整備	(1) 防災・防犯体制の充実	1 防災対策の推進 2 生活安全対策の推進
	(2) 快適な生活環境を支える仕組みづくり	1 移動手段の充実 2 環境美化・保全の推進 3 住環境等の整備
	(3) 人権の尊重と多様性への理解促進	1 相互理解の促進 2 人権教育・青少年健全育成の推進 3 再犯防止の推進 <b>再犯防止推進計画として位置付け</b>

## 第4章 施策の総合的な展開

### 計画の主なポイントと重点的な取組

第4次地域福祉計画においては、着実な推進を図るため、P D C Aサイクルに基づく適切な進行管理を行います。また、基本理念の実現に向けて、重層的支援体制の考え方を踏まえた包括的な支援の仕組みづくりに取り組むとともに、成年後見制度の利用促進や再犯防止に向けた支援に取り組みます。



#### Point 1 ふくしの総合相談窓口の運営【重点】

○制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対し、コミュニティソーシャルワーカーを配置した福祉における総合相談窓口の運営に取り組みます。



#### Point 2 地域における支援ネットワークの充実【重点】

○制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対する、地域における支援ネットワーク体制の整備に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対するアウトリーチ活動や地域とのつながりづくりに向けた支援に取り組みます。



#### Point 3 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備【重点】

○地域におけるつながりを育くみ、広げるため、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備に取り組みます。



#### Point 4 成年後見制度の利用促進

○判断能力が十分でない方など、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進に取り組みます。



#### Point 5 再犯防止の推進

○犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがないよう、地域全体で再犯防止に向けた取り組みます。

## 基本目標1 つながりを育む地域づくり

誰もが気軽に集い、交流し、互いに支え合える関係を築くことで、地域につながりを広げていきます。

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
①近所付き合いについて、困った時に、 助け合える関係と答えた割合 (地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)	21.3% (令和7年度)	現状値以上
②週いち貯筋体操 活動数	39か所	39か所
③赤ちゃんの駅 登録数	14施設	20施設
④シルバー人材センター 新規会員数	62人	390人 (令和8~12年度累計)

### 現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備が重要とされています。また、「孤独・孤立対策推進法」が施行されるなど、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指して取り組むことが求められています。
- 核家族化や区・自治会加入率の低下により、地域における支え合いや交流の機会が減少しています。
- アンケート調査では、地域での支え合いの現状について「住民同士のつながり・支え合いがある」と「思う」と答えた人が減少、困りごとについても「不安や心細い思いをしている」が上位になるなど、地域のつながりの希薄化が課題となっています。
- 団体アンケート調査では、活動を行う上で困っていることについて「メンバーの高齢化」が最も多く、多様な世代の地域活動への参加が求められています。
- 世代や属性を超えた交流、区・自治会への加入、市民主体の地域づくり活動などを促進する取組が求められています。

# 基本目標1 つながりを育む地域づくり

## 基本施策（1）市民同士の交流・つながりづくり

### 期待される役割

#### 自助



#### 市民

- 身近な人等とあいさつや声かけをし、何かあった時に助け合う関係をつくります。
- 地域の交流活動等に関心をもち、活動に関する情報を入手します。
- 交流や地域のふれ合い活動等に参加し、多様なつながりをつくります。

#### 共助



#### 地域

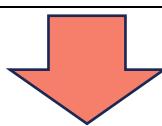
- 地域住民同士のあいさつや声をかけ合う関係づくりに協力します。
- 交流やふれ合いのきっかけとなる場の情報を地域に発信します。
- 市と連携し、介護予防教室等の活動組織を立ち上げるなど、地域のふれ合いや世代を超えて参加できる場づくり等に取り組みます。

#### 公助



#### 行政

- 地域における市民同士の交流・つながりづくりに向け、地域に住んでいる子どもから高齢者まで、世代を超えてふれ合える機会づくり等に取り組みます。
- イベント等交流の機会を提供するとともに、交流の機会提供に取り組む市民活動団体等を支援します。
- レクリエーション活動等の仲間づくりを支援します。
- 既存の地域拠点（公民館・図書館等）の機能強化を図り、多世代交流の拠点とします。



市民同士が世代や属性を超えて交流し、  
地域のつながりを大切にする地域づくりを目指します。

## 施策 1 世代間交流の促進

市民同士がふれあう郷土の祭りとして、多様な世代が参加する四街道ふるさとまつりを開催し、市民のふるさと意識の高揚を図ります。また、多様な世代が集い、交流・文化創造する場となるよう、魅力ある図書館づくりに取り組みます。

世代間交流の活性化に向け、市内保育所等に対し、高齢者福祉施設や高齢者サークル等との交流、ボランティア活動の積極的な受入などに取り組むよう促すとともに、子どもから高齢者まで多様な世代が参加できるイベントや講座等の開催に取り組みます。

### 主な取組

- 四街道ふるさとまつりの開催
- 交流する場としての図書館づくり
- 保育施設等における子どもと高齢者の交流の促進
- 多様な世代が参加できるイベントや講座等の開催

## 施策 2 仲間づくりの場の提供

介護予防の主体的な取り組みを促しながら、市民同士のつながりづくりのため、身近な地域で介護予防を行う市民主体の通いの場として、「週いち貯筋体操」の立ち上げや活動継続の支援を行います。

地域を基盤とした仲間づくりを通じ、生きがいや健康づくり、社会活動などに取り組むシニアクラブの活動支援を行います。

子育て中の保護者や介護者等が抱く孤立感や負担感の解消を図るため、交流の場を提供します。

仲間づくりや交流の機会を提供するため、レクリエーション活動等の推進に取り組みます。

### 主な取組

- 週いち貯筋体操の支援
- 地域を基盤とした仲間づくりの推進
- 保護者や介護者等が交流できる場の提供
- レクリエーション活動等の推進

## 施策3 地域コミュニティや市民活動の支援

地域と学校の交流づくりのため、地域のボランティアを活用し、地域の人材や教育力を学校教育に活かす体制づくりを支援します。

地域コミュニティ活性化のため、区・自治会やこども会の活動を支援とともに、加入促進に取り組みます。

生きがいや市民同士の交流づくりのため、ボランティア等の市民活動を支援します。

### 主な取組

- 地域と連携した学校教育の支援
- 地域コミュニティの活動支援
- みんなで地域づくりセンターの運営
- ボランティアセンターの運営支援

写真を掲載予定

# 基本目標1 つながりを育む地域づくり

## 基本施策（2）気軽に立ち寄れる場所の確保

### 期待される役割

#### 自助



- |    |  |
|----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の交流の場への積極的な参加や、場の活用を進めます。</li><li>○ 地域の交流の場として、自主的に交流の場を設置するなど、交流の場づくりに協力します。</li><li>○ 身近な場所に居場所をつくり、積極的に外出します。</li><li>○ 地区集会所や公園等、気軽に立ち寄れる場所における交流の場へ積極的に参加します。</li></ul> |
|----|--|

#### 共助



#### 地域

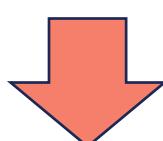
- |    |   |
|----|---|
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ お茶やおしゃべりを楽しむ等、地域の人が気軽に立ち寄れる場所を設けます。</li><li>○ 地区集会所や公園等の共有スペースを利用して、交流の機会づくりに取り組みます。</li><li>○ 区・自治会や地区社会福祉協議会等が協力して、地域ぐるみで居場所づくりに取り組みます。</li></ul> |
|----|---|

#### 公助



#### 行政

- |    |   |
|----|---|
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 居場所づくりを行う市民活動団体の支援を行います。</li><li>○ 公共施設や学校施設を地域交流の場として柔軟に開放します。</li><li>○ 事業者等に対し、気軽に立ち寄れる場所の提供を促します。</li><li>○ 子育て中の親や子ども、高齢者等が気軽に立ち寄り、居場所となるような施設等を運営します。</li></ul> |
|----|---|



市民が気軽に立ち寄れ、ふれ合いの場や居場所が  
身近にある地域づくりを目指します。

## 施策 1 地域の気軽に立ち寄れる場所の確保

地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図るため、地区集会施設の整備やコミュニティ施設の管理に取り組みます。

市民が気軽に立ち寄れる場所を提供するため、総合公園体育館等の体育施設や公園、公共施設等の維持管理に取り組みます。

### 主な取組

- 地区集会施設の整備、コミュニティ施設の管理
- 体育施設や公園、公共施設等の維持管理

## 施策 2 子育て世帯が気軽に立ち寄れる場所の確保

市内事業者の協力を得ておむつ替えや授乳ができる施設等を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て世帯が気軽に立ち寄れる場所の確保に取り組みます。

放課後におけるこどもたちの安全・安心な居場所を確保するため、地域の人々の参画を得て、団体への委託により放課後子ども教室を実施します。

子どもの居場所を確保するため、子ども食堂の運営などの子育てに関する活動に取り組む市民活動団体を支援します。

保護者同士の交流や子どもたちが遊べる場として、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の運営・運営支援、児童センターや遊び場（プレーパーク）の運営管理等に取り組みます。

### 主な取組

- 赤ちゃんの駅の登録推進
- 放課後子ども教室の実施
- 子育て支援に関する市民活動団体の支援
- 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の運営・運営支援
- 児童センター等の運営管理

## 施策3 高齢者が気軽に立ち寄れる場所の確保

高齢者の生きがいづくり推進のため、高齢者が自由に集い交流できる施設として地域住民が自主的に設置運営する「シニア憩いの里」を支援します。

高齢者が集い楽しめる場所として、高齢者の健康増進に寄与する老人福祉センターの管理運営を行いうとともに、グラウンドゴルフ、ゲートボール等に対応できる多目的な広場を提供します。

### 主な取組

- シニア憩いの里の運営支援
- 老人福祉センターの管理運営
- 多目的広場の提供

写真を掲載予定

# 基本目標1 つながりを育む地域づくり

## 基本施策（3）社会参加機会の整備

### 期待される役割

#### 自助



#### 市民

- スポーツや健康づくり、就労の場等、多様な活動の場へ積極的に参加します。
- 趣味・学び・ボランティアなどに主体的に参加します。
- 身近に高齢者や障がいのある人がいた場合、活動への参加を促します。

#### 共助



#### 地域

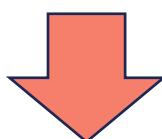
- 身近に高齢者や障がいのある人がいた場合、活動への参加を促します。
- 高齢者や障がいのある人等の参加に配慮した事業やイベントを実施します。
- 身近な地域で、健康づくりや趣味の機会づくりを進めます。

#### 公助



#### 行政

- 高齢者や障がいのある人等の参加に配慮した事業やイベントを実施します。
- みんなで地域づくりセンターやボランティアセンターを通じて情報提供やマッチングを行います。
- 高齢者や障がいのある人がいきいきとした毎日を過ごせるよう、就労やボランティア活動を促進します。



高齢者や障がいのある人が社会参加でき、  
いきいきとした毎日を過ごせる地域づくりを目指します。

## 施策1 レクリエーション活動等の充実

子どもや高齢者、障がいのある人も、ともに参加し楽しめるスポーツイベント「四街道 WALLABY RUN」を開催し、健康維持・体力向上の機会を提供します。

世代や属性を問わず、芸術文化活動に触れることができる文化イベント「市民文化祭」を開催し、市民による創造的な文化活動を推進します。

社会参加の機会を増やすため、生涯学習の意識啓発や生涯学習活動の支援を行います。

市民の誰もが参加できる、文化・スポーツ・レクリエーション活動等の充実を図ります。

### 主な取組

- 四街道 WALLABY RUN の開催
- 市民文化祭の開催
- 生涯学習の推進
- だれもが参加できるイベント等の開催

## 施策2 ボランティア活動の活性化

高齢者の社会参加と介護予防を図るため、介護保険施設等でボランティア活動を行い、その活動実績に応じてポイントが貯まり、交付金等と交換できるスマイルボランティア事業を実施します。

社会参加の一環としてボランティア活動への参加を促進するため、市民活動団体等とボランティアしたい人をつなぐコーディネート業務や活動情報の発信、相談対応などの市民活動団体等の活動支援に取り組みます。

### 主な取組

- スマイルボランティア事業の実施
- みんなで地域づくりセンターの運営
- ボランティアセンターの運営支援

### 施策3

## 高齢者や障がい者の就労支援

元気な高齢者が活躍する場である就労への環境づくりに向け、シルバー人材センター等の活動が活性化するように支援します。

障がいのある人の就労を支援するため、さまざまな支援機関と連携し、就労に関する相談支援や優先調達の実施、事例や制度等の情報提供に取り組みます。

### 主な取組

- シルバー人材センターの運営支援
- 障がいのある人の就労支援

写真を掲載予定

## 基本目標2 困りごとに寄り添う相談と支援

生活上の不安や悩みに対し、わかりやすい情報と多様な支援体制で寄り添い、安心できる地域をめざします。

成 果 指 標	現 状 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
①福祉サービスに関する情報が入手し づらいと思った市民の割合 (地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)	15.0% (令和7年度)	現状値以下
②デジタル・デバイド対策の講習会等 参加者数	119人	180人
③ふくしの総合相談窓口 相談件数／支援プラン策定件数	—	200件／5件
④成年後見人制度等の講座 参加者数	50人	290人 (令和8～12年度累計)

### 現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、これまでの制度で対象とならなかつた人への対応のあり方をはじめ、「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域の福祉課題を把握し解決を試みることができる環境整備や地域の福祉課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備等が重要とされています。
- 調査結果をみると、福祉サービスの利用に際しての不都合や不満について、「どこに利用を申し込みればよいのかわからなかった」、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が多いことから、福祉サービスについてより分かりやすい情報提供の充実に取り組むことが求められています。
- 複合化・複雑化した課題を抱えていても、誰に相談していいかわからないといった状況のなか、気軽に相談できる相談体制の充実が求められているとともに、支援に求められるニーズが多種多様になる中、介護・障がい・子どもといった分野ごとではなく、連携した支援体制の充実が求められています。
- 地域の福祉が豊かな状態にするためには、地域住民の理解が重要であり、そのための学びの機会の提供や啓発活動は、欠かすことができない取り組みです。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度等の権利擁護にかかる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう、本人や家族への支援体制を充実する必要があります。

## 基本目標2 困りごとに寄り添う相談と支援

### 基本施策（1）わかりやすい情報提供の充実

#### 期待される役割



##### 自助



##### 市民

- 日頃から、市や社会福祉協議会から情報提供されている各種相談窓口や生活に必要な福祉サービス等について確認します。
- 知っている情報や入手した情報を困っている方に伝えます。
- SNS等、インターネットを利用し、情報を発信します。
- メール配信サービス「よめーる」に登録します。

##### 共助

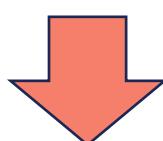
##### 地域

- 市等と連携して、各種相談窓口や福祉サービス情報の周知に協力します。
- 地域福祉活動の実施内容や、日時などの積極的な公開によって、気軽に興味をもてるような情報提供に努めます。

##### 公助

##### 行政

- 広報やホームページ、SNS等、多様な情報提供媒体を活用し、市民や利用者の立場に立って、多様な方法で福祉情報の提供に取り組みます。
- 情報を分かりやすく、伝わりやすくするため、平易な言葉を使った説明など、提供手法を工夫していきます。



高齢者や障がいのある人、外国籍市民等が  
情報を手軽に入手できる地域づくりを目指します。

基本目標2 困りごとに寄り添う相談と支援

基本施策1 わかりやすい情報提供の充実

## 施策1 紙媒体における配慮

広報紙や掲示物において文字の大きさやレイアウト等に配慮し、誰でも分かりやすい情報提供を目指します。また、外国籍市民や障がいのある人、子どもにも伝わるよう、難しい言葉や漢字を簡単な言葉に言い換え、文章を短くするなど、相手への配慮を込めて分かりやすくした日本語である「やさしい日本語」を使用した情報提供に取り組みます。

### 主な取組

- 広報紙や掲示物における配慮
- やさしい日本語による情報発信
- 多言語による情報発信

## 施策2 ウェブアクセシビリティの推進

外国籍市民や障がいのある人など誰もが利用しやすいウェブアクセシビリティに配慮したホームページの整備・管理を進めるとともに、翻訳機能による多言語対応を行います。

ICT<sup>※1</sup>機器の活用が中心となることによる情報格差への配慮として、デジタル・デバイド<sup>※2</sup>対策に取り組みます。

### 主な取組

- ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの整備・管理
- ホームページの多言語対応
- スマートフォン講習会等の開催

※1 ICT…Information and Communication Technology の略。情報技術や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

※2 デジタル・デバイド（情報格差）…インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

### 施策3 情報提供体制の充実

多様化する子育て世代のニーズに対応するため、母子保健に関する情報のデジタル化を推進し、更なる子育て支援を行います。

福祉サービス等に関する理解を促進するため、市職員が講師を務める出前講座を実施します。

必要な時に必要な情報を手軽に得られるよう、福祉サービスや医療機関のリスト、子育てガイドブック等の冊子やリストを作成し、市の窓口やホームページ等にて配布・公開します。また、地域福祉に関する意識啓発に向け、地域福祉に関する啓発パンフレット等を配架する「地域福祉情報コーナー」を設置し、情報提供を行います。

さまざまな媒体で市の情報を手に入れられるよう、市政だよりやホームページ、メール配信サービス「よめーる」、SNS等の運用・管理等を行います。

#### 主な取組

- 母子保健情報のデジタル化の推進
- 出前講座の実施
- 冊子やリスト等の作成・情報発信
- 情報提供手段の充実

写真を掲載予定

## 基本目標2 困りごとに寄り添う相談と支援

### 基本施策（2）包括的な相談支援体制づくり

#### 期待される役割

##### 自助



- |    |  |
|----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 一人で悩みを抱え込まないで、家族や友人、相談窓口等に相談します。</li><li>○ 知り合いが困っている時には、相談窓口等を紹介します。</li><li>○ 地域の中で問題を抱える人に気付けるよう、日頃からあいさつ等近所との関りを持ちます。</li><li>○ サポーター養成研修などに積極的に参加します。</li></ul> |
|----|--|

##### 共助



##### 地域

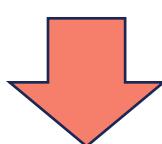
- |    |   |
|----|---|
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の中に困っている人がいる場合は、各種相談窓口等を紹介します。</li><li>○ サロンや食事会等の集まる機会をつくり、相談相手になります。</li><li>○ 気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくります。</li></ul> |
|----|---|

##### 公助



##### 行政

- |    |  |
|----|--|
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 身近な地域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制づくりに取り組みます。</li><li>○ 専門機関との連携強化を図り、的確に相談支援ができる体制づくりに取り組みます。</li><li>○ 制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対する包括的な相談支援体制を充実させます。</li></ul> |
|----|--|



地域の資源が分野横断的につながり、  
相談支援体制が充実した地域づくりを目指します。

## 施策1 相談しやすい環境づくり

精神的健康面について気軽に相談ができるよう、精神保健福祉士による「街かど心の相談」を実施します。

妊娠中から子育て中の人々が抱える、さまざまな不安や悩みに合わせた相談窓口を充実させ、問題の解決に向けた支援を行うとともに、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュを配置し、相談対応や情報提供を行います。

健康に関する相談体制の充実のため、各種の健康診査や検診等が受けやすい体制づくりを行うとともに、健康保持増進と疾病予防のための健康に関する相談を実施し、保健師や栄養士、歯科衛生士等の専門職による相談対応を行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。

さまざまな人が相談しやすい環境を整えるため、手話通訳者の配置・派遣やユニバーサル窓口の活用を行い、さらなる環境整備を図ります。

### 主な取組

- 街かど心の相談の実施
- 子育て相談支援体制の充実
- 子育てコンシェルジュの配置
- 健康診査や検診等が受けやすい体制づくり
- 健康に関する相談の実施
- 手話通訳者の配置・派遣
- 相談環境の整備

写真を掲載予定

## 施策2 包括的な相談支援体制の推進

包括的な相談支援体制の推進のため、ダブルケアや引きこもり等の制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対する相談支援とともに、個々の課題に応じた支援のコーディネート等ができるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置した総合相談窓口を運営します。また、調整や情報共有を担うことにより、関係団体等との連携を円滑にし、効果的な相談支援の充実に取り組みます。

制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人や必要な支援が届いていない人に対し、関係団体等と連携し、必要な支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援に取り組みます。

適切な早期療育につながるよう、発達の心配がある子どもと保護者に対する相談・支援体制の充実に取り組みます。また、児童発達支援センターの開設に向けた検討に取り組みます。

ひとり親家庭等に対し、医療費等の助成や大学等受験料の支援金の給付を行うとともに、適切な支援を行えるよう相談・支援体制の充実に取り組みます。

さまざまな理由により生活に困窮している人が早期に困窮状態から脱却できるよう、包括的な相談支援を受けられる窓口を通じて支援を行うとともに、市の関係部署や民間の関係団体とのネットワークづくりに取り組みます。

包括的な相談支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、こども家庭センターなど、包括的に支援する拠点の運営等を行います。

### 主な取組

- ふくしの総合相談窓口の運営
- 多機関協働の推進
- アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 発達の心配がある子どもと保護者への支援
- ひとり親家庭への支援
- 生活困窮者への支援
- 包括的支援の拠点運営

### 施策3

## 地域における支援ネットワークの充実

制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対し、関係団体等と連携し、社会とのつながりを作るための支援に取り組みます。

市民がお互いを支え合う地域社会に向け、地域の中で問題を抱える人に気付き、見守るサポーター等の養成を行います。また、地域の困っている人等の良き相談相手や関係機関へのつなぎ役を担う民生委員・児童委員や主任児童委員の活動を支援とともに、担い手確保に向け、市政だより等を活用した周知に取り組みます。

高齢者が安心して、住みなれた地域で暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターや協議体を設置し、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけや関係者のネットワーク化などを行い、支援が必要になった場合に地域で支えられる体制づくりを行い、支援ネットワークの充実を図ります。

「共助」の推進を行う社会福祉協議会等の活動を支援するとともに、地域に根差した支援ネットワークの充実を図るため、福祉関係機関や団体、事業者等との連携を推進します。

### 主な取組

- 地域社会とのつながり作りに向けた支援
- 認知症サポーター・ゲートキーパーの養成
- 民生委員・児童委員や主任児童委員の活動支援
- 高齢者を地域で支える体制づくり
- 社会福祉協議会等への運営支援
- 高齢者見守り活動の協定推進

## 施策4 ケアラー支援体制の充実

高齢や障がい、疾病などにより援助が必要な親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などの援助を提供する「ケアラー」に対し、本人や周囲の人が、ケアラーが置かれている状況等に気付き、理解することができるようケアラーに関する情報提供やケアラー支援体制の周知啓発に取り組みます。また、ケアラー支援に関する基本理念等を定めるケアラー支援条例の検討を行います。

ケアラーの負担を軽減する育児・介護休業制度等を周知するため、関係機関等と連携し、リーフレットやパンフレットの配布・掲示、市ホームページを活用した周知に取り組みます。また、ケアラーの精神的負担等を軽減するため、悩みや知識を共有できる交流の場の設置を支援します。

### 主な取組

- ケアラーに関する周知啓発
- ケアラー支援条例の検討
- 支援制度の周知
- 介護のつどい、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催
- 悩みや知識を共有できる交流の場の設置支援

写真を掲載予定

## 基本目標2 困りごとに寄り添う相談と支援

### 基本施策（3）福祉サービスの質の向上

#### 期待される役割

##### 自助



##### 市民

- 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学びます。
- 福祉サービスを提供する事業者等を選択する際は、さまざまな情報を入手します。
- 悪質なサービスを受けたり、苦情がある場合は、サービス提供事業者や行政窓口等に、意見や苦情を伝えます。

##### 共助



##### 地域

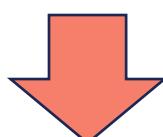
- 事業者は利用者のサービスを選択するために必要な情報を、わかりやすく市民に伝えます。
- 事業者は苦情解決のため窓口を設置します。
- 事業者は利用者のニーズや満足度を把握するための調査や、県の「福祉サービス第三者評価制度」を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組みます。

##### 公助



##### 行政

- 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、在宅生活を支援します。
- 研修費の助成や研修の開催などにより、支援者の育成支援に取り組みます。
- 判断能力が十分でない人に対し、地域で安心して、暮らせるよう成年後見制度の周知や相談体制の推進など、成年後見制度の利用を促進します。



事業者等と連携した質の高い福祉サービスの提供により、  
市民が暮らし続けられる地域づくりを目指します。



基本目標2 困りごとに寄り添う相談と支援

基本施策3 福祉サービスの質の向上

## 施策1 地域で暮らし続けるための支援

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活することを支援するため、移動支援や緊急通報装置の設置など、在宅生活の支援を行います。

高齢者が要支援・要介護状態とならずに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、介護予防を推進します。また、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援体制の構築や認知症ケアの向上を図るための取組を推進します。

安心して地域で子育てできるよう、病児・病後保育の実施や柔軟に利用できる通園給付（こども誰でも通園制度）の充実など、子育て支援サービスの充実を図ります。

### 主な取組

- 在宅生活の支援
- 介護予防の推進
- 認知症の人に対する支援
- ごみの戸別収集の実施
- 病児・病後保育の実施
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運営・運営支援

## 施策2 事業者に対する支援

施設に相談員を設置・派遣することで、施設利用者が施設に対する苦情や疑問、不安等を相談できる体制を提供します。

福祉サービス提供事業者やその職員を対象とした研修等の開催・情報提供や制度改正等に関する情報共有を行うとともに、介護者の確保に向けた養成支援に取り組みます。

福祉サービス提供事業者の資質向上のため、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受ける仕組みである「福祉サービス第三者評価制度」を周知するなど、事業者の育成・指導による福祉サービスの質向上に取り組みます。

### 主な取組

- 相談員の派遣・設置
- 研修等の開催や情報提供
- 研修費の助成
- 福祉サービス第三者評価制度の周知
- 事業者の育成・指導

### 施策3

## 成年後見制度の利用促進

### 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進のため、講座等の開催や窓口等での周知を行うとともに、市民後見人によるNPO団体や司法書士会等との連携を進め、成年後見制度に関する相談体制を推進します。

成年後見人等が必要ではあるが、特別な事情により手続きができない人に対する市長申し立ての実施や、後見人等への報酬支払いが困難な人に対する報酬の助成に取り組みます。

市民後見人養成講座を実施し、市民後見人を育成するとともに、市民後見人の活動支援や関係機関等との連携の中心となる中核機関の設置を検討します。

#### 主な取組

- 成年後見制度の普及・啓発
- 相談体制の推進
- 成年後見人等が必要な人への支援
- 市民後見人の養成
- 中核機関の設置検討

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）において、地方公共団体は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）の策定が努力義務とされていることから、本項を成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、成年後見制度の利用の促進に努めます。

## 基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり

見守りや支え合いを担う多様な人材を発掘・育成し、活動を支援することで、地域力の強化を図ります。

成 果 指 標	現 状 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
①地域で活動している市民の割合 (地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)	16.3% (令和7年度)	現状値以上
②「コラボ四街道」による 協働事業件数	3件	18件 (令和8～12年度累計)
③ファミリー・サポート・センター 会員数(提供・依頼・両方会員の合計)	1,163人	1,163人
④ボランティアセンター 登録者数	1,772人	1,772人

### 現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、市民と地域に関わる人が地域福祉への意識を高め、地域福祉への市民の主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うことが重要とされています。
- 高齢化の進行や定年延長に伴い、ボランティアや民生委員・児童委員、主任児童委員等の担い手の確保が課題となっており、若者・子育て世代等の現役世代の参加促進が必要とされています。
- 地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動内容が十分に市民に伝わっておらず、周知の強化が求められています。
- 調査結果をみると、団体が活動を行う上で困っていることについて、メンバーの高齢化が7割と、福祉団体や自治会などにおいて担い手の高齢化が進むなか、さまざまな活動や取組を通じた新たな担い手の発掘と育成が急務になっています。
- また、地域での活動が活性化するために必要なことについて、広報誌、チラシなどの紙媒体での周知啓発が挙げられていることから、市による活動支援として広報の強化が重要とされています。

## 基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり

### 基本施策（1）市民による地域福祉の推進

#### 期待される役割

##### 自助



- |    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市や地域活動団体が行う講演や活動等に積極的に参加し、地域の生活課題、福祉課題に対する理解を深めます。</li><li>○ 知識や経験をまちづくりに活用します。</li><li>○ 健康づくりや防犯活動など、地域での活動に自主的に取り組みます。</li></ul> |
|----|---|

##### 共助

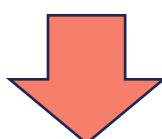


- |    |  |
|----|--|
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域課題の解決につながる事業提案を行い、魅力ある地域づくりを実践します。</li><li>○ 地域や団体での健康づくりや防犯活動などに取り組みます。</li></ul> |
|----|--|

##### 公助



- |    |  |
|----|--|
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域課題の解決のため、市民活動団体等と協力し、魅力ある地域づくりを実践します</li><li>○ 市民の意向や現状等を把握し、福祉に関する個別計画へ反映させます。</li><li>○ 市民や市民活動団体等の自主的な活動を支援します。</li></ul> |
|----|--|



地域福祉への理解が深まり、  
市民が主体となる地域づくりを目指します。

## 施策1 みんなで地域づくりの推進

みんなで地域づくりセンターの運営を通して、地域課題の把握を進めるとともに、地域課題の解決に向けたコーディネート活動の充実に取り組みます。

市民活動団体からの地域課題の解決につながる事業提案のもと、市民活動団体が自主的に、または市と協力して魅力ある地域づくりを実践します。

まちづくりに積極的に参加する市民を育成するため、専門的知識等を提供する市民大学講座を開講します。

福祉に関する個別計画改定の際に、市民の意向や生活実態、適正なニーズ量等の把握に向け、各種アンケート調査の実施に取り組みます。

### 主な取組

- みんなで地域づくりセンターの運営
- みんなで地域づくり事業提案制度の実施
- 市民大学講座の開講
- アンケート調査等の実施

## 施策2 市民の意識啓発、体制整備

市民の健康づくりに関する知識の普及や意識の高揚に向けて、保健推進員活動を通じた啓発に取り組むとともに、健康に関心がある人を増やすため、健康活動を行うことで、ポイントを貯め、抽選で得点を獲得できる取組を実施します。

市民の自主防犯活動を活性化するため、青色回転灯装着車（青色防犯パトロール車）の貸し出しや市民による自主防犯活動に対する支援を行います。

地域とともにある学校づくりに向け、保護者や地域住民等が学校運営に参画することが可能となるコミュニティ・スクールを推進します。また、PTA連絡協議会等と連携し、家庭の教育力向上のための講座や子育て学習講座の開催、生活困窮世帯の子どもがいる世帯に対する学習支援等、学習機会の提供に取り組みます。

### 主な取組

- 健康づくりの情報発信・促進
- 自主防犯活動の支援
- コミュニティ・スクールの推進
- 家庭や地域の教育力向上

## 基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり

### 基本施策（2）多様な担い手の発掘・育成

#### 期待される役割

##### 自助



##### 市民

- みんなで地域づくりセンター、ボランティアセンター等の情報を通じ、自分でも参加できそうな活動がないか等、地域活動の情報を入手します。
- 地区社会福祉協議会や区・自治会、ボランティア団体、NPO等の、地域の課題解決に向けた活動に積極的に参加します。
- 身近な友人・知人を誘って、担い手育成を目的とする講座の学習機会等に参加します。

##### 共助



##### 地域

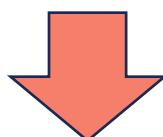
- 若い世代や高齢者、働く人等の参加意欲を引き出せるように、参加しやすい活動内容の工夫や雰囲気づくりを行います。
- 地域活動に関して、情報の提供方法や日時の設定を工夫します。
- 若い世代や子どもに対する積極的な参加を呼びかけます。
- 地域活動の中で、活動の担い手や活動のリーダーなどを育成する環境をつくります。

##### 公助



##### 行政

- 地域福祉を推進する担い手の支援・育成に努めます。
- 地域活動やボランティア活動の情報提供を充実し、地域活動への参加を促進します。
- 知識や技能を持つ市民を登録・紹介する制度を運用します。



地域福祉を担う多様な人材の育成により、  
ボランティア活動の活発な地域づくりを目指します。

基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり

基本施策2 多様な担い手の発掘・育成・定着

## 施策1 多様な担い手の発掘・育成

ボランティア活動への参加を促進するため、ボランティアの支援を必要としている人と活動したい人をつなぐ、みんなで地域づくりセンターの運営やボランティアセンターの運営支援に取り組みます。

高齢者のボランティア活動への参加を促進するため、介護保険施設等でボランティア活動を行い、その活動実績に応じてポイントが貯まり、交付金等と交換できるスマイルボランティア事業を実施します。また、市民が互いを支え合う担い手となるため、さまざまな分野のボランティア養成講座や講演、活動体験等を開催し、多様な担い手の育成に取り組みます。

市民活動団体が地域課題の解決に向けた効果的な事業展開ができるよう、広報活動等の支援を行い、担い手の育成・定着を図ります。

### 主な取組

- ボランティアコーディネート等の充実
- スマイルボランティア事業の実施
- ボランティアやサポーター等の養成
- みんなで地域づくり事業提案制度の実施

## 施策2 地域人材の活用

子育て支援サービスを提供する会員と子育て支援サービスを依頼したい会員とを橋渡しすることによって、地域の子育てスキルを持った人材の活用に取り組みます。

地域のボランティアを活用することで、地域の人材や教育力を学校教育に活かす体制づくりを支援します。

さまざまな知識や技能を持った市民を登録し、紹介・派遣する「生涯学習生きがいづくりアシスト事業」を実施することで、地域人材を活用します。

### 主な取組

- ファミリー・サポート・センターの運営
- 地域ボランティアの活用
- 生涯学習生きがいづくりアシスト事業の実施

## 基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり

### 基本施策（3）市民活動団体等への活動支援

#### 期待される役割

##### 自助



##### 市民

- 多様な市民活動に関心をもち、市民活動に関する情報を入手します。
- 多様な市民活動への理解を深め、身近な人と声をかけ合い、積極的に参加します。
- 地域の一員として、区・自治会に加入し、自分のできる範囲で活動を行います。

##### 共助



##### 地域

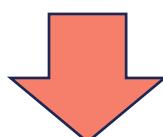
- 地域で活動するさまざまな団体が、相互に交流し、情報交換や相談が行える関係をつくります。
- 活動の活性化に向け、団体間の連携・協働に取り組みます。
- 団体活動について、より多くの人が参加しやすい工夫の検討に取り組みます。

##### 公助



##### 行政

- 体育施設等の公共施設を市民活動団体等の活動の場や拠点として、提供します。
- みんなで地域づくりセンターやボランティアセンターの運営・運営支援を行い、多様な市民活動の活動を支援します。
- 区・自治会やボランティア団体など、地域で活動する団体への支援を行います。



市民や地域団体等と連携・協力し、  
支え合いのある地域づくりを目指します。

基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり

基本施策3 市民団体等への活動支援

## 施策1 活動の場の提供

住民同士が一緒に考え活動できる場として、地域活動等の拠点となる各中学校地区社会福祉協議会の活動拠点や地区集会施設の整備等に取り組みます。

市民活動団体等が活動を行う場所として、総合福祉センター等を提供するとともに、公民館や文化センター等の公共施設等を貸し出します。また、市民活動団体等の集まりや講演会等の市民活動を行えるよう、庁舎に多目的スペースを設置します。

普段の活動の成果を発表する場として、市民ギャラリー等の場所の提供や市民文化祭、等のイベントの開催を行います。

### 主な取組

- 活動拠点の整備
- 活動場所の提供・貸出
- 多目的スペースの設置
- 成果発表の場の提供

写真を掲載予定

## 施策2 市民活動団体等への活動支援

ボランティア活動の総合的な相談受付や講座の開催など、市民活動団体等への活動支援を行うため、地域づくりセンターの運営、ボランティアセンターの運営支援を行います。

本市の地域づくりや地域課題等の解決を図るための事業について、市民活動団体が主体的に提案・実施する「みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）」を通して、地域づくりを行う市民活動団体への支援を行います。

区・自治会やボランティア団体等、市の取組に欠かせない関係団体に対して、助成金や補助金交付等を行い、市民活動団体等の活動支援を行います。

各関係団体等の主催するイベントや講座、活動情報等をホームページや市政だよりで紹介することで市民活動団体等の活動支援に取り組みます。

### 主な取組

- みんなで地域づくりセンターの運営
- ボランティアセンターの運営支援
- みんなで地域づくり事業提案制度の実施
- 市民活動団体等への助成・補助金交付
- 市民活動団体等の情報提供

写真を掲載予定

## 基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備

災害などのリスクに備え、人権尊重や多様性理解を大切にしながら、安全で安心できる暮らしの環境を整えます。

成 果 指 標	現 状 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和12年度)
①避難行動要支援者個別避難計画 新規策定件数	6 件	100 件 (令和8～12年度累計)
②「こども110番」の家 新規登録件数	43 件	46 件
③バリアフリー化した歩道整備数	9 件	40 件 (令和8～12年度累計)
④刑法犯検挙人員中の刑法犯再犯者率	51.2 % (令和5年度)	現状値以下

### 現状と課題

- 国においては、災害対策基本法により、市町村に「避難行動要支援者名簿の作成」が求められるとともに、地域共生社会の実現に向けては、避難行動要支援者の把握や日常的な見守り・支援の推進方策が重要とされていることから、避難行動要支援者の個別避難計画の作成とともに、見守りの方策等に関し、避難支援等関係者や関係部署との協議等が必要となります。
- 国においては、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、市町村に再犯の防止等に関する施策の実施等が求められており、再犯防止の啓発や更生保護活動団体との連携が求められています。
- 高齢者や障がいのある人をはじめとして、すべての人が地域において安全に、そして安心して生活・外出できるようになるためには、施設や設備といったハード面のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。
- 調査結果をみると、災害時についての不安や心配事として「食料や日用品の備蓄が不十分なこと」、「災害時の情報がわかりづらいこと」が多く、災害に関する情報提供の充実が求められています。
- 外国籍市民や障がいのある人など、多様な市民が安心して暮らせるよう情報提供方法や環境整備等に配慮が求められています。

## 基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備

### 基本施策（1）防災・防犯体制の充実

#### 期待される役割

##### 自助



- |    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害時の避難の際に支援が必要な人は、避難行動要支援者の登録を行います。</li><li>○ 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所等へ積極的に声をかけ合います。</li><li>○ 地区等での防災・防犯活動に積極的に参加・協力します。</li></ul> |
|----|---|

##### 共助

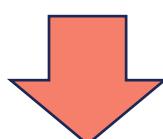


- |    |  |
|----|--|
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 区・自治会や民生委員・児童委員、主任児童委員等が協力して、避難行動要支援者の避難支援に取り組みます。</li><li>○ 自主防災組織を立ち上げ、地域の防災体制を整えます。</li><li>○ 地域等での防災訓練や防犯パトロール等の活動を積極的に進めます。</li></ul> |
|----|--|

##### 公助



- |    |  |
|----|--|
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難行動要支援者一人一人の特性に応じた避難支援を行うため、個別避難計画の作成・整備をします。</li><li>○ 防災行政無線や防犯灯、道路照明灯の適正な維持管理を行います。</li><li>○ 防災・防犯や消費者被害に関する啓発等を進めます。</li></ul> |
|----|--|



多様な主体と連携し、防災・防犯体制の充実により、  
安心して暮らせる地域づくりを目指します。

## 施策1

## 防災対策の推進

災害発生時に、避難行動要支援者が安全に避難することができるよう、地域と連携して支援体制を構築します。また、災害発生時において市民等の安全を守るため、市内福祉施設を活用する福祉避難所や指定福祉避難所の機能向上を図ります。

地域防災力の強化や防災意識の向上を図るため、区・自治会等が行う防災訓練の支援や防災リーダーの育成、出前講座や市主催による防災訓練等の実施に取り組みます。

自助としての各家庭における地域防災力の向上を図る一環として、非常食や災害時の持ち出し品等の備蓄を促進します。

また、防災行政無線やケーブルテレビ、SNS等を通じてわかりやすい・伝わりやすい防災情報を発信する他、メール配信サービス「よめーる」の登録アシスト等個々人が必要な情報を取得するための支援を行います。

### 主な取組

- 要支援者の避難支援
- 福祉避難所や指定福祉避難所の設置・運営
- 地域防災力の強化
- 食料等備蓄の啓発
- わかりやすい防災情報の発信、情報を取得するための支援

写真掲載予定

## 施策2

## 生活安全対策の推進

地域が一体となった防犯力の向上を図るため、防犯パトロール車の活用や地域住民を中心とした見回り活動を支援するとともに、防犯カメラや防犯灯などの維持・整備や、特殊詐欺等の犯罪に対する啓発や適切な情報提供に取り組みます。

市民の交通安全意識の向上のため、幼児から高齢者までの幅広い層を対象に交通安全教室を開催し、交通安全知識の啓発を図ります。また、警察署や地域と連携し、交通安全運動を中心とした各種啓発運動を推進します。

消費生活に必要な情報や知識を提供するための講座等の開催や市ホームページ等による周知啓発に取り組むとともに、多様化する消費生活相談に対するアドバイスや和解の仲介を行う消費生活センターを運営します。

地域景観の悪化や不法投棄等の誘発、防災・防犯機能の低下等が懸念される管理不全空き家等の抑制に向け、所有者等に対する相談支援とその周知に取り組みます。

### 主な取組

- 防犯対策の推進
- 防犯灯等の維持整備
- 交通安全対策の推進
- 消費者教育・啓発活動の充実
- 空き家対策の推進

写真掲載予定

## 基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備

### 基本施策（2）快適な生活環境を支える仕組みづくり

#### 期待される役割



##### 自助

###### 市民

- 外出支援のための移送ボランティア養成講座等を通して、市民の社会参加を支える活動に参加します。
- ユニバーサルデザインが必要と思われる施設等について、改善を提案します。
- 地域での生活環境の美化・保全活動へ積極的に参加します。



##### 共助

###### 地域

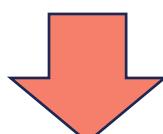
- 運転ボランティア等、地域での助け合う環境づくりを進めます。
- 公共交通の維持・確保や快適な生活環境づくりについて、地域で話し合います。
- 地域での生活環境の美化・保全活動に、積極的に取り組みます。



##### 公助

###### 行政

- 移動が困難な方の移動手段を充実させるため、タクシーの料金助成や福祉有償運送制度の利用促進等に取り組みます。
- 快適な生活環境の保全と美しいまちづくりの推進に取り組みます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの促進に取り組みます。



快適な生活環境の整備を進め、  
だれもが暮らしやすい地域づくりを目指します。

## 施策 1

### 移動手段の充実

交通事業者と連携して市民の地域公共交通の利用意識の高揚を図り、利用者の増加による、JR線の利便性向上と路線バスの運行路線の維持向上に努めます。

高齢者や障がいのある人の移動手段を充実させるため、タクシーの料金助成や福祉有償運送制度の利用促進等に取り組みます。また、移動支援事業の従事者に対する研修の情報提供や運転ボランティアの養成に取り組むボランティアセンターの運営支援に取り組みます。

#### 主な取組

- 地域公共交通の持続性の確保・利便性の向上
- 福祉タクシー利用助成
- 福祉有償運送制度の利用促進
- 担い手の養成支援

## 施策 2

### 環境美化・保全の推進

快適な生活環境の保全と美しいまちづくりの推進に向け、市民等の環境美化に対する意識の啓発を図るなど、環境美化の取組を推進します。

野焼きや不法投棄とともに、埋め立てを伴う事業等について、環境パトロール等の監視・指導に取り組み、だれもが安全・安心に暮らせるようにします。

#### 主な取組

- 環境美化に対する意識の啓発
- 環境パトロール等の実施

### 施策3

## 住環境等の整備

高齢者や障がいのある人が安全に外出できるよう、歩道と車道の段差解消や歩道の勾配緩和など、道路のバリアフリー化を推進します。

子育てしやすい環境や家族の支え合いによる介護などの負担軽減に向け、三世代家族の定住を促す支援に加え、既存住宅のリフォームやバリアフリー化などの支援を行います。

公共施設の整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるように配慮します。

### 主な取組

- 道路のバリアフリー化推進
- 親世帯と子世帯の同居・近居促進
- 住宅のリフォーム・バリアフリー化の支援
- 公共施設のユニバーサルデザインの推進

写真掲載予定

## 基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備

### 基本施策（3）人権の尊重と多様性への理解促進

#### 期待される役割

##### 自助

###### 市民

- 年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、さまざまな個性を持った人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合います。
- 男女共同参画や多文化共生、人権等について、正しい知識を深めます。
- 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるための講習会等に参加します。

##### 共助

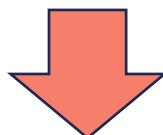
###### 地域

- 地域活動や交流においては、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無などに関わらず、さまざまな個性を持った人の参加を促し、相互に理解し合う機会として活用します。
- 男女共同参画や多文化共生、人権等について、不安を抱えている人に、相談窓口を紹介します。
- 虐待等が疑われる場合、行政等に情報を伝えます。

##### 公助

###### 行政

- 障がいへの共感的理解を推進するとともに、自分にも起こり得るものと理解されるよう努めます。
- 虐待防止をはじめ、男女共同参画や多文化共生、人権等に関する啓発活動に取り組みます。
- 犯罪や非行の防止に取り組むとともに、罪を犯した人たちの更正を支援します。



障がいや人権等に対する理解を深め、  
だれもが自分らしく暮らしていける地域づくりを目指します。

## 施策1

## 相互理解の促進

だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会に向けて、性別役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれない地域社会の構築のため、男女共同参画を推進します。

国籍や言語、文化が異なる人々が地域社会の一員として、みんなでともに支え合いながら自分らしく暮らしていけるよう、市民の多文化共生意識の啓発・醸成を支援します。

関係機関との連携のもと、障がいのある人への合理的配慮や精神障がい、発達障がいなど「見えない障がい」について、市民の理解が深まるよう周知啓発に取り組みます。

### 主な取組

- 男女共同参画の推進
- 多文化共生の推進
- 障がいに関する理解促進

写真掲載予定

## 施策2

# 人権教育・青少年健全育成の推進

差別意識を解消し、人権意識の高揚を図るため、人権週間に合わせ社会情勢の中から人権について学ぶ機会を提供します。また、児童生徒の人権意識向上のため、教職員研修を実施し、教職員の人権意識向上や学校人権教育の充実を図るとともに、児童生徒を対象に、思いやりの心を育てることの必要性と重要性について、理解を一層深める人権教室を実施します。

児童や配偶者、高齢者、障がいのある人等に対する暴力防止や早期発見・対応に向け、関係機関との連携や相談体制等の機能の充実に取り組みます。

子どもたちの健全な育成を推進するため、地域や関係機関等と連携し、街頭補導や環境浄化、広報・啓発等の活動を行うとともに、多様化・複雑化する青少年問題に対して、専門的な支援ができるスクールソーシャルワーカー等を配置し、学校・家庭支援を強化します。

青少年健全育成推進大会を開催し、青少年健全育成功労者の表彰や少年の主張、講演等を行い、青少年健全育成の啓発活動を行います。

不登校の子どもたちが安心して学習に取り組める居場所づくりや社会的自立に向けた取組として、体験活動の実施等を行い、子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

## 主な取組

- 人権に関する学習機会の提供
- 教職員研修会の実施
- 人権教室の実施
- D Vや虐待、暴力の防止
- スクールソーシャルワーカー等の配置
- 青少年健全育成推進大会の開催
- 子どもの居場所づくりや社会的自立の推進

施策3

再犯防止の推進

再犯防止推進計画

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を関係機関等と連携して推進し、周知啓発活動に取り組みます。

再犯防止に向け、保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供や就労支援、住居の確保など、関係機関等と連携し、支援に取り組みます。

**主な取組**

- 社会を明るくする運動の推進
- 関係機関等の活動支援・連携強化
- 非行防止の推進
- 就労や住居の確保の支援

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）において、地方公共団体は再犯の防止等に関する施策の推進等に関する計画（地方再犯防止推進計画）の策定が努力義務とされていることから、本項を再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付け、再犯の防止等の推進に努めます。

写真掲載予定

# 第5章 計画の推進体制

## 1 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市、社会福祉協議会、関係団体・事業者、市民の連携・協働を基礎として、計画の推進体制の整備と進行管理を行っていくことが重要です。

推進主体	推進内容
市	本計画の基本理念を踏まえ、庁内各課との分野横断的な連携をはじめ、関係機関との連携により、各施策を総合的に展開していきます。
社会福祉協議会	地域福祉活動を推進する中心的な担い手として、「地域福祉計画」と車の両輪の関係にある「地域福祉活動計画」の事業を展開するとともに、当該活動計画に基づき実際に地域の人たちが活動するための仕組みづくりや支援を地域の中で進めていきます。
関係団体 事業者	第4章の「施策の総合的な展開」で取り上げた「共助」の内容を参考に、地域の人たちが地域特性を踏まえ、お互いの役割を認識・共有し、協働で地域福祉の取り組みを進めていきます。
市民	第4章の「施策の総合的な展開」で取り上げた「自助」の内容を参考に、市民一人ひとりが地域を担う一員という自覚をもち、隣近所や身近な地域住民と協力し、地域福祉活動への理解や参加を進めていきます。

## 2 計画の進行管理

四街道市地域福祉計画の効率的かつ効果的な推進と改善を図るためにには、第4章に掲げた4つの基本目標の着実な推進が重要となります。このために、本計画と行政評価、各個別計画の連携による「P D C Aサイクル（計画[Plan]—実施[Do]—評価[Check]—改善[Action]）」により、効果的な活用による効率的な事業の推進を図ります。

また、市の諮問機関である「四街道市保健福祉審議会」に本計画の推進状況を報告し、意見をいただきながら、地域福祉計画の推進を図ります。

## 資料編

### 1 計画の策定経過

年 月 日	項 目	内容（計画策定関係）
令和7年 5月19日	第1回保健福祉審議会	《諮問》 ・第4次四街道市地域福祉計画の概要 ・第4次四街道市地域福祉計画の策定スケジュールについて ・部会の設置について
令和7年 6月 3日～ 25日	市民アンケート調査 福祉関連団体アンケート 調査	・市民アンケート調査 18歳以上の市内在住者対象 ・団体アンケート調査 四街道市の地域福祉の中核を担う団体対象
令和7年 6月26日・ 30日 7月 4日	福祉関連団体意見交換会	・四街道市の地域福祉の中核を担う団体対象
令和7年 7月24日	第1回四街道市地域福祉 計画策定推進委員会	・現行計画（第3次計画）の進捗状況 ・基礎調査（市民アンケート、地域福祉関連団体アンケート、意見交換会） ・第4次四街道市地域福祉計画（骨子案）
令和7年 8月18日	第1回四街道市保健福祉 審議会地域福祉部会	・現行計画（第3次計画）の進捗状況 ・基礎調査（市民アンケート、地域福祉関連団体アンケート、意見交換会） ・第4次四街道市地域福祉計画（骨子案）
令和7年 10月23日	第2回四街道市地域福祉 計画策定推進委員会	・第4次四街道市地域福祉計画（素案）
令和7年 11月19日	第2回四街道市保健福祉 審議会地域福祉部会	・第4次四街道市地域福祉計画（素案）
今後追加予定		

## 2 策定体制

---

### (1) 四街道市保健福祉審議会条例

#### (設置)

第1条 市は、社会福祉施策の総合的かつ計画的運営を図り、もって住民福祉の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、四街道市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、福祉及び医療施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療施策の進展、動向及び諸制度に関すること。
- (3) その他保健、福祉及び医療施策に係る重要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 保健関係者 2人以内
- (3) 福祉関係者 4人以内
- (4) 医療関係者 3人以内
- (5) 市民代表 3人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員（特別な調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## (2) 委員名簿

### ○四街道市保健福祉審議会

【◎は会長、○は副会長】

(任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日)

選出区分	氏名	備考
学識経験	◎濵谷 哲	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
学識経験	阿部 孝志	敬愛短期大学現代子ども学科准教授
学識経験	○佐藤 満	元四街道市職員
保健関係	川崎 由紀	印旛健康福祉センター副技監
保健関係	沖山 早智子	四街道市保健推進員
福祉関係	岩谷 勝司	四街道市民生委員児童委員協議会副会長
福祉関係	金室 修平	社会福祉法人よつかいどう福祉会理事長
福祉関係	齊藤 康治	社会福祉法人四街道市社会福祉協議会会长
福祉関係	大森 以久子	四街道市民間保育園連絡協議会
医療関係	松島 弘典	公益社団法人印旛市郡医師会四街道地区医師会
医療関係	櫻井 真人	公益社団法人千葉県印旛都市歯科医師会四街道地区
医療関係	鈴木 博文	一般社団法人印旛都市薬剤師会四街道支部支部長
市民代表	島田 佳代	公募選出委員
市民代表	田島 一靖	公募選出委員
市民代表	中村 さとし	公募選出委員

順不同・敬称略

### ○地域福祉部会

【◎は部会長】

選出区分	氏名	備考
学識経験	濵谷 哲	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
学識経験	佐藤 満	元四街道市職員
保健関係	沖山 早智子	四街道市保健推進員
福祉関係	◎岩谷 勝司	四街道市民生委員児童委員協議会副会長
福祉関係	齊藤 康治	社会福祉法人四街道市社会福祉協議会会长
医療関係	松島 弘典	公益社団法人印旛市郡医師会四街道地区医師会
医療関係	鈴木 博文	一般社団法人印旛都市薬剤師会四街道支部支部長
市民代表	島田 佳代	公募選出委員
市民代表	中村 さとし	公募選出委員

順不同・敬称略

### (3) 第4次四街道市地域福祉計画策定推進委員会設置要領

#### (設置)

第1条 第4次四街道市地域福祉計画（以下「計画」という。）に関し、計画案の作成並びに効果的かつ着実な推進を図るため、四街道市地域福祉計画策定推進委員会（以下「策定推進委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定推進委員会所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成
- (2) 計画の進行管理及び評価
- (3) その他策定推進委員会が必要と認めた事項

#### (組織)

第3条 策定推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (委員長)

第4条 委員長は、福祉サービス部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、策定推進委員会を代表し会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合または委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 策定推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定推進委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することが出来る。

#### (庶務)

第6条 策定推進委員会の庶務は、福祉サービス部社会福祉課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定推進委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

別表

危機管理室長
経営企画部政策調整担当
総務部政策調整担当
地域共創部政策調整担当
福祉サービス部政策調整担当
健康こども部政策調整担当
環境部政策調整担当
都市部政策調整担当
上下水道部政策調整担当
教育部政策調整担当
消防本部政策調整担当

四街道市地域福祉計画 計画体系 新旧対照表

参考資料1

第4次計画			第3次計画	
目標	基本施策	施策	基本施策	目標
基本目標1 つながりを育む地域づくり	1 市民同士の交流・つながりづくり	1 世代間交流の促進 2 仲間づくりの場の提供 3 地域コミュニティや地域活動の支援		1 市民同士の交流・つながりづくり
	2 気軽に立ち寄れる場所の確保	1 地域の気軽に立ち寄れる場所の確保 2 子育て世帯が気軽に立ち寄れる場所の確保 3 高齢者が気軽に立ち寄れる場所の確保		2 気軽に立ち寄れる場所の確保
	3 社会参加機会の整備	1 レクリエーション活動等の充実 2 ボランティア活動の活性化 3 障がい者や高齢者の就業支援	3 社会参加機会の整備 4 市民の学習機会の充実 (情報提供と担い手育成に分割)	基本目標1 市民同士の交流・つながりづくりと 社会参加の機会づくり
基本目標2 困りごとに寄り添う相談と 支援	1 わかりやすい 情報提供の充実	1 紙媒体における配慮 2 ウェブアクセシビリティの推進 3 情報提供体制の充実	1 包括的な相談体制づくりと情報提供の 充実 (相談体制づくりと情報提供で分割)	
	2 包括的な相談支援 体制づくり	1 相談しやすい環境づくり 2 包括的な相談支援体制づくり 3 地域における支援ネットワークの充実 4 ケアラー支援体制の充実	2 地域における支援ネットワークづくり	基本目標2 必要な相談・情報・支援が得られる 仕組みづくり
	3 福祉サービスの 質の向上	1 地域で暮らし続けるための支援 2 事業者に対する支援 3 成年後見制度の利用促進	3 サービスの質の向上	
基本目標3 地域を支える活動の担い手 づくり	1 市民による 地域福祉の推進	1 みんなで地域づくりの推進 2 市民の意識啓発、体制整備	1 地域課題解決活動への意識啓発	基本目標3
	2 多様な担い手の 発掘・育成	1 多様な担い手の発掘・育成 2 地域人材の活用	2 新たな担い手の発掘と育成	市民に対する意識啓発と市民による 活動の推進
	3 市民活動団体等への 活動支援	1 活動の場の提供 2 市民活動団体等への活動支援	3 市民団体等への活動支援	
基本目標4 安心して暮らせる生活環境 の整備	1 防災・防犯体制の 充実	1 防災対策の推進 2 生活安全対策の推進	1 防災や防犯の仕組みづくり	
	2 快適な生活環境を 支える仕組みづくり	1 移動手段の充実 2 環境美化・保全の推進 3 住環境等の整備	2 快適な生活環境を支える仕組みづくり	基本目標4 安全・安心で快適な生活環境づくり
	3 人権の尊重と 多様性への理解促進	1 相互理解の促進 2 人権教育・青少年健全育成の推進 3 再犯防止の推進	3 市民一人ひとりの人権の尊重 (成年後見制度のみ移動)	